

平成 2 9 年 第 2 回

千 早 赤 阪 村 議 会 定 例 会
会 議 録

平成 2 9 年 6 月 6 日 開会

1 7 日間

平成 2 9 年 6 月 2 2 日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

平成29年第2回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

平成29年6月6日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1番 田 中 博 治

2番 関 口 ほづみ

3番 井 上 浩 一

4番 田 村 陽

5番 千 福 清 英

6番 藤 浦 稔

7番 山 形 研 介

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

2番 関 口 ほづみ

3番 井 上 浩 一

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局 長 植 木 朋 子

局 長 代 理 松 村 典 英

7. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 松 本 昌 親

副 村 長 清 水 秀 都

教 育 長 矢 倉 龍 男

人事財政課長 菊 井 佳 宏

理事兼地域戦略室長 上 島 豊

地域戦略室参事 幸 雄 一

会計管理者兼
総 務 課 長 中 野 光 二

兼総務課参事 住 民 課 長 池 西 昌 夫

健康福祉課長 和 田 博 幸

健康福祉課参事 西 口 美 和

観光・産業振興課長 北 浦 信 行

施設整備課長 日 谷 順 彦

理 事 城 和 男

理 事 志 摩 暁

教 育 課 長 赤 阪 秀 樹

教 育 課 参 事 蔦 亜紀朗

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 1号 平成28年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越
計算書について

日程第 4 報告第 2号 平成28年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算繰越

明許費繰越計算書について

- 日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 議案第 38 号 専決処分（千早赤阪村事務分掌条例の一部を改正する
条例）の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 39 号 専決処分（千早赤阪村税条例の一部を改正する条例）
の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第 40 号 専決処分（千早赤阪村税特別措置条例の一部を改正す
る条例）の承認を求めることについて
- 日程第 9 議案第 41 号 専決処分〔平成 28 年度千早赤阪村一般会計補正予算
（第 13 号）〕の承認を求めることについて
- 日程第 10 議案第 42 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 11 議案第 43 号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 12 議案第 44 号 千早赤阪村附属機関に関する条例の改正について
- 日程第 13 議案第 45 号 職員の育児休業等に関する条例の改正について
- 日程第 14 議案第 46 号 職員の退職手当に関する条例の改正について
- 日程第 15 議案第 47 号 千早赤阪村手数料条例の改正について
- 日程第 16 議案第 48 号 千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正につい
て
- 日程第 17 議案第 49 号 平成 29 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 2 号）
について

午前１０時００分 開会

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名でございます。定足数に達しておりますので、平成２９年第２回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

まず初めに、松本村長より挨拶がございます。

松本村長。

新人議員の皆さんは、初めての議会でございます。既に、皆さんいろいろと学習するとは思いますが、初めて議会、私たちも新しい気持ちで挑みますが、お互いに切磋琢磨していい村をつくり、田中議長を中心としていい議会運営に御協力していただくようお願い申し上げます。

千早赤阪村は、御存じのとおり、合併破綻以来、財政再建に努力してまいりました。議員、職員、住民皆さんの協力により、現在は財政的には落ちついてきてまいりましたが、財政力指数は０．３２と昨年より少し下がりました。税収は５億円弱、人口減少はとまりません。高齢化率は４０％を超え、一番大きな集落でございます小吹台の老齢化率は既に５０％を超えました。幼稚園の入園者は３名プラス１ということで、このまま行けば過疎指定と同じく、大阪で初めて限界集落になります。議会で限界集落ストップ宣言でも出していただければなと思っているところでございます。

村には、日本遺産に外れましたが、河内の英雄楠公さんの誕生地、優しさの象徴の寄手塚・身方塚、あるいは楠公さん唯一の非常にポジティブな遺跡、１００日間１００倍を超す関東軍を相手に落城しなかった日本１００名城の一つ、千早城を初めとし、３，０００ヘクタールを超える杉、ヒノキの山林、非常に耕作放棄地が多ございますが、ほぼ１００％棚田でございますが、田んぼ、あるいは市街化調整区域ではございますが、開発可能な土地が大量にございます。住民が高齢化すると、現状維持、現状変更に抵抗が非常にありますが、３０年先、５０年先の村を考えると、今こそ我々あるいは職員はもちろん、議会の皆さん、住民の皆さんの意識改革いわゆる今はやりのイノベーションでございますが、１０年先、２０年先には過疎からの脱却の村づくりに取りかかるべきだと私は思っております。

交通インフラが大阪府では極端に悪い村ではございますが、約１０キロ先に京奈和が近いうちに完全に完成いたします。道路インフラの充実を国あるいは府に要望し、大阪近郊の立地を利用した村づくりに、できるだけ速いスピードで取り組みます。皆さんの御協力をお願いし、簡単でございますが、開会の御挨拶といたします。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

○田中議長 次に、５月３０日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

関口議会運営委員長。

○関口議会運営委員長 ５月３０日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、今期定例会の上程予定議案についての審議方法を審査いたしましたので、御報告申し上げます。

まず、本日の付議案件は、議事日程のとおり報告第１号、報告第２号を報告、諮問第１号を諮問後、議案第３８号から議案第４９号までの１２議案でございます。

審議方法につきましては、議案第３８号から議案第４３号までを１議案ごとに本会議において審議することに決しております。

議案第４４号から議案第４９号の６議案は、村長の提案理由及び総括質疑の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。

なお、今期定例会の会期は本日６月６日から６月２２日までの１７日間と決しておりますので、あわせて御報告を申し上げます。

以上です。

○田中議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、２番関口議員、３番井上議員を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日６月６日から６月２２日までの１７日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日６月６日から６月２２日までの１７日間と決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第３、報告第１号平成２８年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。

松本村長。

○松本村長 報告第1号は、平成28年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

本件につきましては、個人番号カード交付事業経費について翌年度へ繰り越したものでございまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日付において繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので御報告いたすものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、報告第1号平成28年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

次のページをお開きください。

平成28年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名個人番号カード交付事業44万3,000円を全額翌年度へ繰り越すものでございます。財源は全て国庫補助金でございます。繰越理由につきましては、国の指示によるものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより報告第1号に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 個人通知番号の交付事業ですけれども、いろいろ意見がありますけれども、村で既に交付されている人の人数、まずその分を。既に交付されている方は何人おられるのかお尋ねします。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 交付件数は、6月1日現在で489名でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 これが始まりましたときに、いろんな分野に使われるので不安の声もたくさんありましたけれども、この村ではそうした声はないのかどうか、改めてお尋ねします。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 申請されて交付事務を住民課の窓口で行わせていただいております。それで、今御質問いただいた不安とかそういうふうな声は、実際村のほうでは聞いておりません。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

ほかにございせんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、報告第1号平成28年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御了承願います。

~~~~~

○田中議長 議事日程第4、報告第2号平成28年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。

松本村長。

○松本村長 報告第2号は、平成28年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

本件につきましては、平成28年度に実施しておりました平成28年度污水管渠布設工事その1及び村道桐山1号線ほか1路線舗装本復旧工事について翌年度に繰り越したものでございまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日付において繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、御報告いたすものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を日谷施設整備課長。

○日谷施設整備課長 それでは、報告第2号平成28年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

まず、平成28年污水管渠布設工事その1についてでございますが、1款下水道費、2項下水道建設費、事業名平成28年污水管渠布設工事その1、繰越金額は495万3,000円で、財源といたしましては、既収入特定財源として310万3,000円、未収入特定財源として国支出金185万円でございます。事業内容といたしましては、平成28年度からの延伸工事で、二河原辺地区内における污水管渠の布設工事でございます。繰越明許繰越理由といたしましては、污水管の埋設の位置につきまして、平成28年度の工事状況を踏まえ、既設水道管が支障とならないと判断しておりましたが、再度調査した結果、埋設予定箇所に水道管があり、污水管布設工事の施工に支障となることが判明いたしました。工事を施工するに当たっては、水道管の移設が必要となったため、当初予定していた工期内に工事が完了しないことから繰り越したものでございます。

次に、村道桐山1号線ほか1路線舗装本復旧工事についてでございますが、1款下水道費、2項下水路建設費、事業名村道桐山1号線ほか1路線舗装本復旧工事、繰越金額は8

４６万８，０００円で、財源といたしまして、既収入特定財源４６１万８，０００円、未収入特定財源として国、府支出金３８５万円でございます。事業内容といたしましては、平成２７年度に実施いたしました桐山地区内の污水管布設工事に係る舗装の本復旧工事でございます。繰越理由といたしましては、工事施工前に地区長さんや地元住民の皆さんに対しまして、工事概要及びその手法につきまして御説明をいたしましたが、工事施工のさなか、地元営農者などから通行どめによる営農への支障あるいは、隣接で実施をしております水道管布設工事、また大阪府の急傾斜地崩壊防護対策工事との調整などに時間を要したため、工期内に工事が完了しないことから繰り越したものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第２号の説明とさせていただきます。

○田中議長 これより報告第２号に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 下水道工事その１についての延期になった理由というのはわかるんですけども、村道桐山１号線の理由につきましては、営農の皆さんに農業をするに当たっていろいろ支障があったということでの延期になったわけですが、それは最初から説明してなかったのかなと思って。その点お伺いします。いずれにしても、上の部分はもう既に４月に済んでいるということと、それから下のほうはいつごろ終了するのか教えてください。

○田中議長 日谷課長。

○日谷施設整備課長 村道桐山１号線の繰り越しの件でございますけれども、当然工事施工前に、先ほど説明させていただきましたとおり、地区長さんであつたり地元の住民の方に一定の説明はさせていただいております。その中で、通行どめをする期間がこの期間であるとかという説明をさせていただいておりますが、実際その工事が進む中で、後からといたしますか、地元の住民の方からやはり通行どめは営農するに当たって、ちょっと通していただきたいというような要望等が後からちょっとあったというようなこともありまして、一応その辺の調整に時間を要したということでございます。

それと、済いません、もう一つ。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 工事の完了が、上のほうはもう４月に済んでるということでしたけど、下のほうはそういう事情があつて、農家の皆さんに迷惑のかからないようにやっていただいたということではありがたいことなんですけど、工事が終わっているのかどうか、その点。

○田中議長 日谷課長。

○日谷施設整備課長 工事につきましては、５月２３日に工事は完了いたしております。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、報告第2号平成28年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御了承願います。

~~~~~

○田中議長 議事日程第5、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 諮問第1号は、平成29年12月31日で任期満了となります人権擁護委員の候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

西浦玲子氏は平成17年10月に委嘱を受けられ、現在富田林人権擁護委員協議会の副会長として公正中立な立場をもって人権擁護活動に取り組んでいただいております。また、平成28年10月には永年にわたる顕著な功績が認められ、法務大臣表彰を受賞されました。よって、引き続き人権擁護委員に推薦するものでございます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

井上議員。

○井上議員 人権擁護委員の方について教えていただきたいのですが、人権擁護委員の方は年齢制限はあるのか、また何人おられるのかをお聞きしたいと思います。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 村の人権擁護委員は現在3名でございます。年齢制限につきましては、当初の申請はたしか65歳までの人に限られていたと思います。詳細については、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○田中議長 井上議員、いいですか。

○井上議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

田村議員。

○田村議員 今回、こちら西浦玲子委員は4期12年取り組んでおられるということですが、ほかの2名の方も同じように長期間取り組んでおられるのでしょうか。その点をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 3名のうち、1名あともう一名につきましては4期以上務めていただいております。それで、あともう一名の方につきましては、まだ1期目でございます。

以上でございます。

○田中議長 田村議員、いいですか。

○田村議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

関口議員。

○関口議員 うちの村は3名で、委員さんは全て女性なんですけれども、よそは男女いろいろと入ってるように思うんですけれども、女性の視点でいろいろ相談に乗っていただけるということはいいんですけれども、その辺はまた男性もあったほうがいいのではないかなという気もするんですけど、担当としてはどんなふうを考えておられるのかをお伺いいたします。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 人権擁護委員さんにつきましては、人権の相談であるとかいろんな活動をされておりまして、男女共同参画という面からしましても男性、女性、どちらの方もおられたほうが適当であるとは思いますが、今現在女性3名ということでございますので、今後そのあたりについては検討していきたいと思っております。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 今の3人の女性の皆さんがどうこうという問題ではなくて、逆に女性の視点でしなやかにいろんな相談に乗っていただけるという安心感もあるにはあるんですけれども、今後そういうことも検討していただくということです。またよろしくお願いいたします。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようでございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決すること

とに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、諮問第１号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより諮問第１号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本件に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより諮問第１号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本件は適任と認めることに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第６、議案第３８号専決処分（千早赤阪村事務分掌条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第３８号は、平成２９年３月３１日付で専決処分いたしました千早赤阪村事務分掌条例の一部を改正する条例について議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、組織機構改革を行い、村の課題に対し迅速かつ的確に対処していくための条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第３８号専決処分（千早赤阪村事務分掌条例の一部を改正する条例）の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

今回の事務分掌条例の一部改正は、４月１日付の人事異動にあわせて総務課で所管しておりました広報広聴に関する業務の広報を人事財政課地域戦略室の所管に変更するものでございます。広報業務は、広報紙の発行だけではなく、ホームページやメディア戦略を展

開し、多方面にわたって本村の情報を発信するなど、戦略的広報を推進していかなければならないと考えております。人事財政課地域戦略室は企画、過疎対策、都市計画、そしてさらには新庁舎建設など、多種多様の業務を所管しておりますので、本村の政策や各種情報を迅速かつ的確に情報発信ができることから、事務分掌条例の一部改正を専決処分させていただいたものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。

新旧対照表の1ページをお開きください。

第2条の改正でございまして、総務課の項中、第4号の広報及び広聴に関することのうち、広聴に関することは総務課で所管します。人事財政課の項中、第6号として広報に関することを追加いたします。第7号から第11号につきましては、号ずれによる改正でございます。附則としまして、改正の施行を平成29年4月1日としております。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 こちらの条例の新旧対照表の広報及び広聴に関することの広聴に関してなんですけれども、こちら提出議案のほうでいただいた広聴では、広聴の「こう」が広い広聴になってるんですけれども、こちらの条例のほうでは公のほうの公聴になっておりまして、こちら一体どちらが正しいのか、ちょっとお伺いしたいと思ひまして御質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 これにつきましては、新旧対照表の条例のほうが正しいということでもさせていただきます。申しわけございませんでした。

○田中議長 田村議員、いいですか。

○田村議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようでございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第38号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第３８号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第３８号に対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第３８号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第７、議案第３９号専決処分（千早赤阪村税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第３９号は、平成２９年３月３１日付で専決処分いたしました千早赤阪村税条例の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、平成２９年３月３１日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い改正するもので、震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例についての規定や、固定資産税の特例措置のわがまち特例の導入による割合の定める規定など、所要の条例改正について専決処分させていただいたものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げ、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 それでは、議案第３９号専決処分（千早赤阪村税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて御説明申し上げます。

新旧対照表をごらんください。

新旧対照表 1 ページでございますが、まず第 3 3 条第 4 項及び第 6 項の改正でございますが、所得割の課税標準に関する規定でございます。特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載されて事項、その他の事情を勘案して、村長が課税方式を決定できることを明文化したものでございます。

次に、第 3 4 条の 9 から 7 ページの第 6 1 条までの規定に関しましては、法律改正に伴います字句の修正及び適用条文の改正でございます。

次に、8 ページをごらんください。

8 ページ、第 6 1 条の 2 でございますが、国が一律に定めております内容を市町村が判断し、条例で決定できる仕組みであるわがまち特例によりまして、特例の割合を定める規定でございます。まず第 1 項は家庭的に保育の認可を受けた事業用の固定資産について規定したものでございます。第 2 項は居宅訪問型保育事業の認可を受けた事業用の固定資産について、第 3 項は事業所内保育事業の認可を受けた事業用の固定資産について、その特例の割合をいずれも 2 分の 1 とするものでございます。

次に、第 6 5 条の 2 でございますが、居住用超高層建築物いわゆるタワーマンションに係る税額の案分方法について、実際の取引価格の傾向を踏まえ補正するものでございます。

次に、9 ページの第 6 3 条の 3 及び 1 0 ページの第 7 4 条の 2 の規定でございます。

これにつきましては、震災等による被災住宅用地のうち、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後 4 年度分に限り、住宅用地として利用できない場合であっても住宅用地とみなし、特例を適用するものでございます。

次に、1 1 ページの附則第 8 条でございますが、肉用牛の売却による課税所得に係る課税特例の適用期限を平成 3 0 年度までから平成 3 3 年度までに、3 年間延長するものでございます。

次に、1 2 ページの附則第 1 0 条から 1 6 ページの附則第 1 0 条の 3 第 8 項までの規定につきましては、法律改正に伴います適用条文等の改正でございます。

次に、1 6 ページをごらんください。

第 9 項の改正でございますが、耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなった住宅について、第 1 0 項は外壁、窓等を通しての熱の損失防止に資する改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなった住宅について、固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書についての記載内容を規定したものでございます。

次に、1 8 ページの附則第 1 6 条でございますが、軽自動車税のグリーン化特例につい

て適用期限を2年延長するものでございまして、平成29年度及び平成30年度に初回車両番号指定を受けた軽自動車について適用するものでございます。

第5項でございしますが、電気自動車等に関する規定でございまして、75%の軽減をするものでございます。

第6項につきましては、平成32年度燃費基準プラス30%達成の自動車について50%の軽減、第7項は平成32年度燃費基準プラス10%達成の自動車について25%の軽減措置を講ずるものでございます。

次に、20ページの第16条の2でございしますが、軽自動車税の賦課徴収の特例の規定でございします。

減税対象車に係る軽自動車税に不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定を受けたことを事由として、認定の取り消しをされた場合につきましては、当該認定等を申請した者を所有者とみなしまして、軽自動車に関する規定を適用するものでございます。

次に、22ページの第16条の3第2項でございします。

上場株式等に係る配当所得金額に係る所得について、提出されました申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、村長が課税方式を決定できることを明文化したものでございます。

次に、第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例につきまして、適用期限を平成29年度から平成32年度まで3年間延長するものでございます。

次に、24ページの第20条の2第4項につきましては、特例適用配当等に係る所得について、25ページの第20条の3第4項につきましては、条約適用配当等に係る村民税について、それぞれ提出された申告書に記載された事項、その他事情を勘案しまして、村長が課税方式を決定できることを明文化したものでございます。

附則としまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。また、第2条以後につきましては、村民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置でございまして、いずれも平成29年度以後の年度分について適用し、平成28年度分までにつきましては、なお従前例によるものでございます。

以上、説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

井上議員。

○井上議員 軽自動車税のグリーン化特例というのを少し教えていただきたいんですけど

ど。

○田中議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 このグリーン化特例につきましては、軽自動車平成29年度及び30年度に新たに新規取得されました自動車につきましての自動車税の軽減でございます。例えば、軽自動車税の乗用車の場合でいきますと、本来は1万800円の自動車税がかかりますけれども、これが軽減をされて、例えば電気自動車になりますと、75%ですので2,700円になると。また、その他の燃費達成車が30%の場合につきましては、5,400円、10%達成の場合には8,100円とそれぞれ軽自動車税を軽減するというものでございます。

以上でございます。

○田中議長 井上議員、いいですか。

○井上議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

関口議員。

○関口議員 今のそうした内容で、村の影響額ですね、どれぐらいになるのか。その分については何か補填があるのかお尋ねします。

○田中議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 あくまで、新規登録された車に対してですので、どれだけ影響あるということに関しましては、それぞれの年度ごとに新たに車を買われた方によって変わってきますので、一概に影響額というのは算出できませんけれども、軽減につきましては交付税算入等で措置があるということでございます。

○田中議長 関口議員、いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようでございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第39号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第39号につきましては本会議で議決す

ることに決しました。

これより議案第39号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第8、議案第40号専決処分（千早赤阪村税特別措置条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第40号は、平成29年3月31日付で専決処分いたしました千早赤阪村税特別措置条例の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、平成29年3月31日に過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 それでは、議案第40号専決処分（千早赤阪村税特別措置条例の一部を改正する条例）についての承認を求めることについて御説明申し上げます。

新旧対照表をごらんください。

第2条でございますが、地方税法第6条の規定によりまして、固定資産税の課税免除または不均一課税をした場合に関しまして、その税収分に対し3年間地方交付税により補填される措置の対象事業により、情報通信技術利用事業いわゆるコールセンターを廃止しまして、農林水産物等販売業を追加するものでございます。

附則としまして、この条例は平成29年4月2日施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 コールセンターをやめて、新たに農林水産物等の販売業を追加ということなんですけれども、村では実際にこういうことって、コールセンターがあったんかどうか。この農林水産物の販売業もあるのかどうかお尋ねします。

○田中議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 村におきまして、今現在この条例等の適用されている事業はございません。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 これもさっきの田村さんの指摘なんですけど、コールセンターを場外しというは、この字でええんかいな。除外って除くっていう字ちゃうんかなと思うんですけど。説明資料の提案のやつなんですけど。ちょっとしたことですけど。

○田中議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 申しわけございません。字の間違いでございます。申しわけございませんでした。

○田中議長 関口議員、いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第40号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第40号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第40号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第9、議案第41号専決処分〔平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算(第13号)〕の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第41号は、平成29年3月31日付で専決処分いたしました平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算(第13号)について、議会の承認を求めるものでございます。

本予算は、3月議会以降想定以上にふるさと応援寄附金がふえたことによる返礼品等の経費を補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第41号専決処分の承認を求めることについて、平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算(第13号)につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ527万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,666万7,000円といたします。

続きまして、10ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額305万円の増、財源内訳はその他財源445万円の増と一般財源140万円の減で、ふるさと応援寄附金事業業務委託料でございます。5目財産管理費、補正額222万3,000円の増、財源内訳はその他

財源 8 2 万 3, 0 0 0 円、一般財源 1 4 0 万円で、ふるさと応援基金積立金でございます。3 月議会以降、想定以上にふるさと応援寄附金が増加したことによります増額補正となっております。

続きまして、8 ページをお開きください。

歳入でございます。

1 7 款寄附金、1 項寄附金、1 目寄附金、補正額 5 2 7 万 3, 0 0 0 円の増、ふるさと応援寄附金でございます。

以上、御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 ふるさと応援基金の積立金ですけれども、大体予定額、現在の残額を教えてください。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 現在、ふるさと応援寄附をいただきまして、そして返礼等々に返した分がありまして、残り差し引き額で約 8, 6 0 0 万円となっております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 8, 6 0 0 万円、今後この 8, 6 0 0 万円、基金積立金についてはどのような事業に使われるのか、予定、計画があったら教えてください。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 平成 2 9 年度当初予算のほうでは、そのうち 2, 8 0 0 万円ほど取り崩しておりまして、それにつきましては都市基盤の整備とか保健及び福祉の充実に関する事業というような、一応寄附金される方が 4 項目ありますので、それにふさわしい事業に充てるように予算のほうを組んでおりまして、今後やはり 4 項目ありますので、それにふさわしい事業を、今後その基金を有効に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 現在 8, 6 0 0 万円あって、そのうち 2, 8 0 0 万円取り崩してるということ。約 6, 0 0 0 万円弱、今後どれぐらいになるかわかりませんが、目的が 4 項目あるということですが、できるだけ子どもたちのそういうものに使ってほしいというのが私の思いです、済いません。

○田中議長 いいですか、要望で。

ほかにございせんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第41号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに御異議ございせんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第41号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第41号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございせんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第10、議案第42号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第42号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、中村泰雄氏の任命につきまして議会の同意をお願いするものでございます。

教育委員の定員は4名でございますが、杉本重雄委員が本年6月19日に任期満了で退任されますことから、今回、中村泰雄氏に教育委員をお願いするものでございます。

中村氏は、昭和33年生まれ、大阪市在住で昭和58年大阪外語大学を卒業され、民間

企業勤務を経て、学校法人浪速学院浪速高等学校・中学校で英語科専任教諭として教鞭をとるとともに、進路指導や生徒生活指導などに携わられました。現在は、浪速高等学校で教頭職を務められており、学校長を補佐されながら学校組織内の調整役として、学校教育活動を活性化するための多方面に活躍されており、人格高潔で教育学術及び文化に関し豊富な識見をお持ちの方でございます。

このようなことから、私といたしましては中村泰雄氏が教育委員として最適任者であると考え任命いたしたく、議会の同意をお願い申し上げる次第でございます。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

なお、御承認いただきましたら、任期は平成32年12月19日まででございます。よろしくようお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

山形議員。

○山形議員 私の認識では、村外からの初めての任命だろうと思ってるんですけど、この任命の理由をお聞かせ願いたい。よろしくお願いします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 教育委員でございますが、以前教育長におかれましては村外の方からということもございましたので、今回が別に村外の方が初めてということではございません。

そして、今回杉本委員さんが任期満了で退任されるということでございましたので、村長部局、教育委員会部局含んで、幅広い中からいろいろ人材のほうを検討させてもらいました。そして、やはり教育委員さんにおかれましては年齢、性別、職業と幅広いというようなところから選出するようにということでございましたので、やはりこの民間の学校に携わってる方も今後必要ではないかなということで、今回提案させてもらったような状況でございます。

以上でございます。

○田中議長 山形議員。

○山形議員 でも、結構なことやと個人的には思ってるんですけども、今後こういうことは任命についてあり得る、どんどんどんどんと村外の優秀な教育委員を、先生方を推薦するということはあるわけですね。それだけちょっと。

○田中議長 清水副村長。

○清水副村長 できれば村内から選任するほうがいいだろうという御趣旨の質問かと思えます。それにこしたことはないわけですが、この地教行法ですね、地方教育行政の組織及

び運営に関する法律の中でも、やっぱり幅広い分野から選任をするということになっておりますし、今保護者の方を教育委員として選任してるというのもその一環でございます。

選任に当たっては、いわゆる3名の方を一応ピックアップをして、内訳を申し上げますと村内2名、村外1名ということでございました。ただ、先ほど課長も答弁いたしましたように、今の教育委員の構成を見ると、教育ということに従事しておられるという、精通の方がおられないということで、やはり教育委員会、教育の課題としてやっぱり学力の向上とかいろいろありますから、そういう知見を得た人から今回選ばせていただいたということでございますので、その結果たまたま村外の方になったということでもあります。ですから、村内に適任者がおられれば、もちろんそういった方からの選任ということも今後出てこようかというふうに思います。

○田中議長 いいですか、山形議員。

○山形議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

関口議員。

○関口議員 今回、杉本さんが任期満了で退任されることになりましたけれども、何か理由は。まだそういう年でもありませんし、任期はどれぐらいされたのか。まだ私の記憶では3期もしておられないんじゃないかなと思うんですが。何か理由は聞いておられますか。

○田中議長 赤阪課長。

○赤阪教育課長 杉本委員さんでございますが、任期のほうは1期お務めになられまして、本人さんのお考えとして、こういうふうな任期というのは1期でというふうなお考えがあったようでございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 千早の非常にいいお方でありましたので、何か体調でも崩されたのかなと思ひましてお尋ねしましたけれども、本人さんの都合でということで、わかりました。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第42号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第４２号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第４２号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第４２号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

しばらくお待ちください。

ただいま教育委員会委員の任命に同意されました中村泰雄氏にお越しいただきました。

それでは、一言御挨拶をお願いいたします。

お願いします。

○中村泰雄 初めまして。

ただいま教育委員の御同意を頂戴いたしました中村泰雄と申します。よろしくお願いいたします。

まだまだ若輩者で、初めての経験ではございますが、このような機会をいただきました御縁を大切にしていきたいと思っております。微力ではございますが、教育委員の職責を果たせますよう精いっぱい精進してまいります。委員の先生方、御指導、御鞭撻のほど何とぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○田中議長 どうもありがとうございました。御退席をお願いいたします。

ここで休憩を行います。

１１時１５分から再開をいたします。

午前１１時０３分 休憩

午前１１時１５分 再開

○田中議長 再開いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第１１、議案第４３号農業委員会委員の任命についてを議題といた

します。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第４３号は、農業委員会委員の任命についてでございます。

本議案は、任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を北浦観光・産業振興課長。

(録音なし)

農業委員会の委員につきましては、農業委員会等に関する法律の改正により、市町村長が議会の同意を得て任命することとなりました。農業委員会等に関する法律に従い、平成２９年４月３日から２８日まで、村ホームページにて推薦及び一般公募の募集を行いました。その結果、定員１４人のところ、推薦１３件、応募１件がありました。その後、農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、候補者全員を農業委員会委員として適切であると報告を受けましたので、今回議会の同意を求めるものでございます。

任命の同意を求める者について、住所、氏名、生年月日を読み上げさせていただきます。敬称略で失礼いたします。

住所、大字森屋４２２番地－３、氏名、岡本善三、生年月日、昭和１４年１１月３日。  
住所、大字森屋１８３番地、氏名、仲野清秀、生年月日、昭和２２年７月８日。住所、大字森屋９７４番地－３、氏名、植野茂男、生年月日、昭和３１年１２月６日。住所、大字水分４６１番地－２、氏名、山本清一、生年月日、昭和２１年９月２６日。住所、大字水分１６１番地－１、氏名、清原康夫、生年月日、昭和２５年５月２４日。住所、大字桐山５７３番地、氏名、新谷佳三、生年月日、昭和１４年１月７日。住所、大字二河原邊８９番地、氏名、西野敏彦、生年月日、昭和１９年４月１４日。住所、大字川野邊２２９番地－甲、氏名、川邊清、生年月日、昭和２６年１２月２５日。住所、大字吉年２２９番地－１、氏名、堀井健造、生年月日、昭和１８年７月２２日。住所、大字小吹６３６番地、氏名、谷利之、生年月日、昭和２６年６月１９日。住所、大字中津原３７番地、氏名、大向義章、生年月日、昭和２４年１１月６日。住所、大字東阪３７１番地、氏名、大橋敏明、生年月日、昭和２６年６月１１日。住所、大字東阪１００７番地、氏名、大橋隆、生年月

日、昭和38年1月21日。

以上の方々につきましては、各地区から推薦により選任されるものでございます。

次のページをお願いいたします。

大字小吹68番地－487、氏名、上原裕美、生年月日、昭和45年5月27日。

以上の方については、公募による遅延するものとなります。

なお、昨年12月議会におきまして認定農業者等またはこれらに準ずるものの割合を4分の1以上とすることに同意いただきましたが、これに該当する者は岡本善三さん、仲野清秀さん、新谷佳三さん、西野敏彦さん、谷利之さん、以上の5名でございます。

また、法律上、農業委員会の所掌事務に利害関係を有しない者、いわゆる忠実の委員が必要となりますが、最後に記載しております上原裕美さんが農業をされておられませんので、これに該当しております。

なお、任期につきましては平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間となっております。

以上、御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

千福議員。

○千福議員 定員14名に対し、推薦13名、そして公募一方があったということです。その後、千早赤阪村農業委員会委員候補評価委員会ちゅう形で設けられたという形で審議されたというように議案書の内容のところに書かれておるんですが、この委員会ちゅう部分、その辺の説明をちょっとお伺いしたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 今回、選挙による農業委員の選挙による制度があったのですが、村長からの任命制度に変わったというところで、その任命に対する公正性を確保するという意味で、必要な措置を講じるよう努めなければならないというように、規則でもされております。そこで、今回選定委員会に当たります農業委員会委員候補者評価委員会ということで開催しております。委員につきましては、副村長を委員長としまして、農業委員会事務局長、それから人事財政課長、総務課長、それから今回選定要綱を評価委員会の設置要綱で、その他専門的知識を有する者という項目がございますので、農林担当理事も参加していただいております。

以上のメンバーで、耕作状況であったり、年齢、地域への貢献度合いといったものを評価した上、この評価委員会で適任という報告を受けたという経過でございます。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

○千福議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

山形議員。

○山形議員 村長の任命責任ということで改正されてきてるわけですけど、この中から委員長を選ばれるわけですか。それをちょっとお伺いしたい。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 委員長につきましては、今回御同意いただきましたら、この委員の中から互選ということで選任されます。

以上です。

○田中議長 山形議員。

○山形議員 結構です。

○田中議長 ほかにございませんか。

関口議員。

○関口議員 今回の14人の委員さんのうち、これまで農業委員を経験されておる方と、全く新しい方の構成をお尋ねします。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 今回、同意を求める方々で農業委員を継続される方は10名いらっしゃいます。ですので、新規の方は4名というふうな状況でございます。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 余談ですけども、議会も一気に過半数が新しい人になって、いろいろ議長を含め勉強していただいているわけで、農業委員さんについてもどんな感じかなと思ってお尋ねしました。

ところで、今回公募ということで、この説明書にはホームページ等で推薦と一般公募を実施しましたということですが、ホームページ以外にはどういう形で広報されたのかお尋ねします。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 基本的には、ホームページを使いまして広く広報を行ったところなんですけれども、推薦につきましては区長会のほうでこういった制度を実施しているということで御説明はさせていただきました。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 今回、農業委員も公募ということが、私らも初めてというか勉強不足でしたけれども、これを見て初めて知ったんですけれども、やはりホームページだけではなくて、本来村の広報とかでももっと広くやるべきではなかったかと思いますが、どうして広報には載せなかったのか、その理由をお尋ねします。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 おっしゃるとおり、もっと広く広報するべきだったという点は今後反省といいますか、改善すべき点かと思しますので、今回ちょっとタイミング的に合わなかったということかなと思うんですけれども、次回からは改善検討したいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 農業委員さんにつきましては、地区の推薦ということで、それについては非常に皆さん経験とかも豊かな方を推薦されているということで、今回公募の方につきましても、行政書士をしていたとかということで、そういう理由もあつてのことかと思しますし、十分農業に携わってない方の新しい感覚で農業委員会に臨んでいただけることと期待しておりますけれども、やはり農業委員さんがどういうことをしてるかとかというのは、やっぱりインターネットだけではまだまだ限られた人しか見ないと思うんですね。しかも、その農業委員の公募のところまで行くにはなかなか行かないと思うんです。やはり、広報でもっと大きく知らせるべきだったと思しますので、今後はその点、3年間任期ということですので、十分注意していただきたいとお願いしておきます。

○田中議長 ほかにございませんか。

田村議員。

○田村議員 今回、14名中1名の方が応募ということで、こちら上原さんに関しまして、実際農業をしてらっしゃらないということで、もしよろしければ、その志望動機とかおわかりになりましたらお教え願えますでしょうか。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 上原裕美さんにつきましては、職業が行政書士をされてるということで、応募理由の中でも農地転用など業務で行うということで、農地法などを勉強されてるというところで、その点を、そういった知識を活用していきたいということで、応募理由には記載されております。

以上です。

○田中議長 いいですか。

ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第43号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第43号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第43号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第12、議案第44号千早赤阪村附属機関に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第44号は、千早赤阪村附属機関に関する条例の改正についてでございます。

本議案は、老朽化が進んでいる公共施設の設備改修に当たり、民間ノウハウを生かした事業手法であるESCO事業を導入することにより、光熱水費の効果的な削減を図り、省エネルギー化を推進するため、民間事業者の企画に関する提案についての審査を実施する機関として、学識経験者等で組織するESCO提案審査会を設置するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明とい

たします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第４４号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１３、議案第４５号職員の育児休業等に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第４５号は、職員の育児休業等に関する条例の改正についてでございます。

本議案は、児童福祉法の改正による養子縁組里親制度の法定化に伴い、関連する条文の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第４５号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１４、議案第４６号職員の退職手当に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第４６号は、職員の退職手当に関する条例の改正についてでございます。

本議案は、定年前早期退職者に対する退職手当基礎額の特例に関する条文及び雇用保険

法の改正により、失業給付の内容等が変更されることに伴い、関連する条文の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第４６号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第１５、議案第４７号千早赤阪村手数料条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第４７号は、千早赤阪村手数料条例の改正についてでございます。

本議案は、大阪府より権限移譲を受けている優良住宅の認定事務において、租税特別措置法施行令の改正による引用条文の条項ずれについて規定の整備を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第４７号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第１６、議案第４８号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第４８号は、千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についてでございます。

本議案は、非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正がなされたことによる引用条項の変更でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

井上議員。

○井上議員 消防団員の方は何名おられるのでしょうか。あと、それに対して何名おられて、改正によって影響はどのような影響があるのでしょうか、予算に対して。お願いいたします。

○田中議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 まず、定数でございますが、一応今８２名の定数でございます。影響としましては、あくまでも公務災害でございますので、活動中に何かけがをされたとかという場合の保障として制度がございますので、特に予算上としては措置はいたしておりません。何かあった場合に補正等の対応をしたいというふうに考えております。

○田中議長 井上議員、いいですか。

○井上議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第４８号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第１７、議案第４９号平成２９年度千早赤阪村一般会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第４９号は、平成２９年度千早赤阪村一般会計補正予算（第２号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ４，２３５万８，０００円を追加いたしまして、予算総額を３１億８，４４３万９，０００円とするものでございます。

主な内容でございますが、人件費については４月１日付の人事異動に伴う組みかえや、

消防団員の退職に伴います費用、新庁舎建設関係経費などを補正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第４９号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会にそれぞれ所管の項目を分割付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、散会いたします。

どうも皆さん長時間御苦勞さまでございました。

午前１１時４０分 散会

平成29年第2回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

平成29年6月22日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1番 田 中 博 治

2番 関 口 ほづみ

3番 井 上 浩 一

4番 田 村 陽

5番 千 福 清 英

6番 藤 浦 稔

7番 山 形 研 介

4. 欠席議員

な し

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局 長 植 木 朋 子

局 長 代 理 松 村 典 英

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 松 本 昌 親

副 村 長 清 水 秀 都

教 育 長 矢 倉 龍 男

人事財政課長 菊 井 佳 宏

理事兼地域戦略室長 上 島 豊

地域戦略室参事 幸 雄 一  
兼総務課参事

会計管理者兼  
総 務 課 長 中 野 光 二

住 民 課 長 池 西 昌 夫

健康福祉課長 和 田 博 幸

健康福祉課参事 西 口 美 和

観光・産業振興課長 北 浦 信 行

施設整備課長 日 谷 順 彦

理 事 城 和 男

理 事 志 摩 暁

教 育 課 長 赤 阪 秀 樹

教 育 課 参 事 薦 亜紀朗

7. 議事日程

日程第 1 議案第44号 千早赤阪村附属機関に関する条例の改正について（委員長報告）

日程第 2 議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の改正について（委員長報告）

日程第 3 議案第46号 職員の退職手当に関する条例の改正について（委員長報告）

日程第 4 議案第47号 千早赤阪村手数料条例の改正について（委員長報告）

- 日程第 5 第 4 8 号議案 千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 6 第 4 9 号議案 平成 2 9 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 2 号）について（委員長報告）
- 日程第 7 第 5 0 号議案 専決処分（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第 8 第 5 1 号議案 平成 2 9 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 9 第 5 2 号議案 「2 0 2 5 日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議について
- 日程第 1 0 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について
- 日程第 1 1 庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 1 2 一般質問

午前１０時００分 開議

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名でございます。定足数に達しておりますので、平成２９年第２回千早赤阪村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１、議案第４４号から日程第６、議案第４９号までの６議案につきましては、６月６日の本会議において総務民生、文教建設所管の常任委員会に付託しております。

まず、総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、１議案ごとに討論、採決を行います。

それでは、日程第１、議案第４４号千早赤阪村附属機関に関する条例の改正についてから日程第６、議案第４９号平成２９年度千早赤阪村一般会計補正予算（第２号）についての総務民生所管分についての６議案を一括議題といたします。

まず、議案第４４号千早赤阪村附属機関に関する条例の改正について、議案第４５号職員の育児休業等に関する条例の改正について、議案第４６号職員の退職手当に関する条例の改正について、議案第４７号千早赤阪村手数料条例の改正について、議案第４８号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正について、議案第４９号平成２９年度千早赤阪村一般会計補正予算（第２号）の総務民生所管分について、６議案について総務民生常任委員長の報告を求めます。

山形委員長。

○山形総務民生常任委員長 総務民生常任委員長報告をさせていただきます。

それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る６月６日の本会議において付託を受けました議案６件の審査を行うため、６月８日午前１０時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員５名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第４４号千早赤阪村附属機関に関する条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、ＥＳＣＯ事業について大阪府で平成１７年度より取り組みが始まり、村内でも昨年度末で８市町３１施設にて事業化されている。近隣では河南町でも実施さ

れ、広がりつつある。スケジュールについては、審査会立ち上げ後、年度内に民間事業者の公募、省エネ設計、来年度には省エネ改修工事、再来年度には新しい設備で施設を運営していきたいと考えている。事業者の選定については、今までの実績等鑑み選定する。今回一括して6施設程度の設備更新を進めることから、職員の手間等効率化、経費節減を図れる。また、現在予定している6施設で年間2,000万円程度の光熱費も下がっていくことが期待できると考えている、とのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第44号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号職員の育児休業等に関する条例改正について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、制度の対象になる職員がこれまでいたかの問いに対して、該当者はないとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第45号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号職員の退職手当に関する条例改正についての審査の結果を報告いたします。

審議においては、今回の改正内容は職員にとって影響は、早期退職の場合、雇用保険制度を活用できるかの問いに、従来は、定年（60歳）とは、満60歳の誕生日の前日で、その6月前まで勧奨退職の特例を受けることができるようになっていたが、今回の改正で、職員の定年退職日は、60歳に到達してからの初めての3月31日になる。村の実態としては、退職したときの満年齢で加算計算し、特例の勧奨を受けることができる運用で、年度途中にやめても加算の対象となっていたが、今回の改正で、年度末の年齢に置きかえ特例加算する、とのことでした。影響額については、さほどない。公務員は雇用保険の対象外だが、退職手当がない特定退職者については、失業に係る最小限の保障として、雇用保険で定めている額と同額を支給する制度であるとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第46号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号千早赤阪村手数料条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

慎重審議の結果、全員異議なく、議案第47号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正について、審査の結

果を報告いたします。

審議においては、村では過去の事例があったのか、あった場合、予算措置は、との問いに、回数は把握していないが、何件か実績はある。あるかどうかは想定できないので、あった場合、補正対応したいと考えているとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第48号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算（第2号）について、審査の結果を報告いたします。

間伐材搬出補助事業債が予算より下回ったのはどういう理由か、との問いに、昨年の例から見て、事業費が若干予算より下回る可能性があるとのことで、今回過疎債を減額し、減額分を老人医療費助成事業債に持っていったとのことでした。農山漁村振興交付金については採択されなかったとのことだが、その後の経過は、一般財源を執行し実施するのかとの問いに、当初の予算で千早地区活性化事業ということで、農林水産省の補助金を使って活性化計画づくりのための交付申請をしていた。補助の要件として協議会または団体を策定することが前提となっていたが、交付申請の段階でつくれなかった。今年度、地区に入り協議体または団体づくり、計画づくりに支援しながら、再度交付金を活用していきたい。今年は、一般財源で進めていきたいとのことでした。

顧問弁護士の委託料が追加されているが、新たに相談しなければならない事例があるのか、より充実するためなのかとの問いに、従前は町村長会の顧問弁護士を使っていたが、村の今後の課題等にスピーディーに対応するため、新たに村専属の顧問弁護士として契約したとのことでした。

公共施設清掃業務委託料とは何かとの問いに、これまでは、アルバイトを採用し、役場の清掃、ごみの収集を行っていたが、アルバイトの応募がなかったので、シルバー人材センターに委託するもので、予算の組み替えを行ったとのことでした。

7月からの新規事業で、重度障害者の訪問看護利用助成とは、どういう内容なのかという問いに、重度障害者または重度障害児で、家で看護されている方について訪問看護師を招き、その利用料を助成する制度で、対象者は現在いないが、今後出てくる可能性があるもので、要綱に基づいて助成していくものとのことでした。利用したいという方が潜在的におられるのかの問いに、利用者からの申請になるので、潜在的にはあるかもしれないが、今のところ該当者はないとのことでした。

児童福祉関係費の非常勤職員はどのような仕事をされているのかという問いに、専門職の家庭児童相談員で、児童等の養育、不登校、虐待等家庭内のさまざまな相談で配置して

いるとのことでした。

発達障害療育等支援事業所の利用者がふえたとのことでしたが、どれぐらいの方がおられるのかとの問いに、事業所を利用されている方は4名おられるとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第49号の総務民生所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

自席へお戻りください。

続きまして、議案第49号平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算（第2号）の文教建設所管分について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

関口委員長。

○関口文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る6月6日の本会議において付託を受けました議案1件の審査を行うため、12日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員出席のもとに開催いたしました。

道路維持経費について、除草業務委託料が発生した理由の問いに、本業務については昨年度まで役場の現業職員2名と一部委託で実施しておった。現在役場職員については、限られた中でさまざまな業務を実施している。より効率的な行財政運営が必要なことから、また、民間委託できるものは民間委託との観点から、本業務については平成28年度から民間委託の検討を進めてきた。全面的に民間委託となれば、現業職員の身分の取り扱いで行政職に職種変更の協議が必要で、整ったのが当初予算計上後になったということでした。シルバー人材センターに委託することで今まで以上によくなるのか、何名で週に何回か、また日々の指示、出来高の確認は誰が行うのかとの問いに対し、高齢者の雇用の促進、豊富な経験等を生かし、一定の行政水準は確保しながら業務を進めていけると考えている、基本的には2名体制、月曜日から金曜日とのこと。業務がスムーズにいくまでは、これまで業務を行っていた現業職員が指導に当たり、職員が出来高を確認するということです。委託の地域、村保有地についてはとの問いに、村道が対象で、村道以外の村有地については、それぞれ所管課の対応になるということです。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第４９号の文教建設所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

自席へお戻りください。

これより議案第４４号千早赤阪村附属機関に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第４４号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第４５号職員の育児休業等に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第４５号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第４６号職員の退職手当に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第４６号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第４７号千早赤阪村手数料条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第４７号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第４８号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第４８号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第４９号平成２９年度千早赤阪村一般会計補正予算（第２号）についてに  
対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第４９号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第７、議案第５０号専決処分（一般職の職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第５０号は、平成２９年３月３１日付で専決処分いたしました一般職の
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでござ
います。

本議案は、行政職給料表と級別基準職務表の職務を代表的な職務とするため、条例の一
部を改正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認賜りま
すようお願い申し上げ、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第５０号専決処分（一般職の職員の給与に関する条
例の一部を改正する条例）の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

今回の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、４月１日付の人事異動によりま

して、議会事務局の局長の職を総務課の課長代理が併任することになりましたことや、また行政職給料表、等級別基準職務表で規定する職務は、標準的な職務とし、局長や参事の職員につきましては、一般職の給与に関する条例施行規則で定めるための条例の一部改正を専決処分させていただいたものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。

新旧対照表の1ページをお開きください。

別表第2の1、行政職給料表、等級別基準職務表の6級の局長、参事を削り、課長の職務と改正するものでございます。附則としまして、改正の施行を平成29年4月1日としております。

以上、簡単でございますが、御説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 この専決処分によって、予算上変動することがあるのかないのかを確認しておきたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 予算につきましては、人事異動に伴います増減補正については、先ほどの6月の補正予算の第2号のほうで増減のほうはさせてもうてます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 今回の専決については、村の体制の伴うもので、この条例の専決に関しては予算上の変動はないということで理解していいということですね。わかりました。

○田中議長 要望ですか。いいですか。

ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第50号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第50号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第50号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第8、議案第51号平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第51号は、平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算(第3号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ1,738万9,000円を追加いたしまして、予算総額を32億182万8,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、人件費については職員退職に伴う退職手当等の増減補正、10月職員採用に伴う経費などを補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第51号平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算(第3号)につきまして御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

10ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出から御説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,738万9,000円の増、全額一般財源でございます。人事管理費の62万9,000円は、10月に職員採用をするための採用試験の関係経費でございます。職員研修費の45万2,000円は、人

事評価制度を本格実施するに当たり、人事評価者研修などを行うための関係経費でございます。職員人件費の1,630万8,000円は、7月末に早期退職される職員の退職手当の増額補正と、退職に伴います給料等の減額補正でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

歳入でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正額1,730万9,000円の増で、財政調整基金繰入金でございます。

20款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正額8万円の増、大阪府市町村共済組合からの研修費助成金でございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 退職手当が計上されておりますが、6月議会の当初で一般会計の補正が出ておりましたけれども、それには間に合わないほどの急なことだったんかどうか、その辺の経過を教えてください。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 本来なら、最初の補正予算に間に合うんやったら計上したかったんですが、ちょっといろいろ退職するに当たりまして、うちとしましても1人欠員となると、というようなこともございましたので、ちょっと退職を思いとどまるとか、そういった形で交渉とかという話し合いのほうをさせてもうてましたので、ちょっと計上のほうが遅くなったというような感じでございます。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 退職の希望を出されておったんやけれども、村の事情でもうちちょっとというようなことだったというわけですけども、個人的にはもう控えますけれども、その理由といいますか、そういうことはここで言えることであつたら教えていただきたいなと思います。といいますのは、この退職手当額を見ますと、そこそこ中堅の方だろうと思いますので、そうした方がどうしてこの時期におやめになるのか、わかっていたら教えていただきたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 先生から御質問ありましたように、やはり退職金の金額からしまして係長級の退職でございます。そして、退職の理由につきましてはちょっと本人の個人的

なものでございますんやけど、ここでは答弁のほうは控えさせてもらいますが、職場内で何かあったとか、そういったような職場内での問題ではないし、ちょっと個人的な家庭等の事情というような形で、ちょっと答弁のほうはよろしくお願いします。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 この間、いろいろ休業しておられる方も2人おられる中で、ことしから人事評価がやられることになりましたので、私としてはこうした村の方針で、長期に欠席しておられる方がひょっとして退職されるのかなと思って質問いたしましたけれども、その辺はそういう人ではあるのかなのか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 現在、長期において休職される方がございますが、その方ではないです。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 今回の退職される方につきましては、頑張っていたいてるという、そういうふうな方がおやめになるということで、その理由も職場内でトラブルがあったとかというんではなくて、単なる御家庭の御事情とか本人の御希望ということで理解いたしますけれども、この間、3月末でも中堅の方がおやめになりました。そして、今回も中堅の方がおやめになるということで、今非常に村の職員が少ない中で大変やりくりをしておられるというのもよくわかりますが、その辺で今後10月にも採用される予定ではありますけれども、この間広報にも出しておりましたけれども、その希望者がなかったように聞いておりますが、10月途中採用をされる。その辺で、来年の4月までの間、今の職員の体制でやっていけるのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 10月採用の件でございますが、今現在もまだ申し込み募集期間中でございます。今、きのうぐらいからちらほらと募集があるような状況でございます。例年、職員採用試験をしたら、結構募集の一番最後ぐらいに何かばたばたと持ってくるような感じが多いで、今週末が締め切りになってますんで、今はその様子を見てるような状況でございます。現在も採用の募集のほうは、きのうホームページでも載せてもらって現在2人ということで、ほんでまた、きのうも何人か来ておりますので、きのうの数字までちょっと細かいところまではつかんでおりませんが、何名かおられますので、7月に採用試験、1次、2次、3次としまして10月採用、当然採用してその結果にもよりますけ

ど、通常で行けば、いい方でしたら採用のほうをさせてもらいまして、そしてまた、全体的な課の職員のバランスも考え、また適材適所において配置したいなと考えております。そして、なかなか10月までの間につきましては、また臨時職員の対応とかで、できるだけ職員負担のないようには人事のほうでも考えておりますが、何分限られた人数しかおりませんので、その辺につきましては全職員挙げて乗り切るしかないかなと考えております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 3月におやめになった方、また今回おやめになる方につきましても、非常に私たちも頼れるそういう方であったにもかかわらず、御事情で退職されたというのは非常に残念なんですけれども、それは仕方のないことで、あとその部分をどういうふうにかバーしていくかというのも、私今見てる限りでは、本当に職員さんは大変頑張っておられる。特に、庁舎の建設の件から引っ越しや、また戦略室なんかではもうこれからの村づくりのことでの方針も出さなあかんということで大変な中、日常的な住民さんに直接かかわるところが非常に住民に影響が出ないようにというのが私たち思うところなんです。その辺では、ぜひ男性職員、女性職員とかそういう区別をするわけではありませんが、やはり女性のしなやかな部分とか、そういうところもありますので、住民さんに直接かかわるところについては、その辺をどうぞ配慮していただいた体制で行っていただきますようお願いしときたいと思います。

それから、財政調整基金ですけれども1,700万円追加することになりますが、この間調整基金を取り崩ししたり、またこうやって追加したりしてる中で、今財政調整基金の残高、幾らあるのか教えてください。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 現在、補正後、財政調整基金につきましては約15億円でございます。

以上でございます。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第51号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第５１号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第５１号に対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第５１号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第９、議案第５２号「２０２５日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

山形議員。

○山形議員 それでは、議案第５２号「２０２５日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議について、上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村会議規則第１３条の規定により提出する。平成２９年６月２２日。千早赤阪村議会議長、田中博治殿。提出者、千早赤阪村議会議員山形研介、井上浩一、田村陽、千福清英、藤浦稔。

「２０２５日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議。

国際博覧会は、人類を抱える地球的規模の課題に対し、世界からの知恵を一堂に集めることで、解決方策を提言する場であり、新しい時代を生き抜く知恵を広く発信することにより、世界と日本の平和的発展に大きく寄与することが期待されている。

先日、政府において閣議了解が行われ、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとした国際博覧会の開催についての書簡をＢＩＥ（博覧会国際事務局）へ提出し、立候補が行われたところである。

国際博覧会の大阪での開催は、古くから人々の英知により新たな技術を生み出し、文化・産業の両面から国内外をリードしてきた大阪から、世界中の人々の健康に係る数々の

課題を克服し、人類の未来に向けてよりよい生活を送ることができる新しいモデルを提案することや、それを広く世界に発信するという点において、大変意義がある。また、新たな観光や産業のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて大阪の存在感を示す絶好の機会にもなり、住民の健康増進や地域の振興にも寄与するなど、都市の活性化、住民生活の向上も期待できる。とりわけ、本村にとっても地域振興を初め、観光魅力の発信や産業振興、住民の健康づくりに寄与する万博は大きな効果が期待できる。そこで、千早赤阪村議会としては、大阪での国際博覧会開催の意義に賛同するものであり、国際博覧会誘致実現に向け、大阪府、大阪市と経済界とともに、積極的に取り組むこととする。

以上、決議する。平成29年6月22日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上です。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

提案者の方、自席へお戻りください。

お諮りいたします。

議案第52号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第52号につきましては本会議で議決することに決しました。

関口議員。

○関口議員 私は、議案第52号「2025日本万国博覧会」の大阪誘致への決議の採択の前に退場いたします。その理由は、私は万博誘致について反対するものではありません。しかし、大阪万博はIR、統合型リゾート、カジノをセットで夢洲に誘致するものであり、そのことには到底賛同することはできません。カジノは、刑法で禁じられた賭博であり、それを大阪の成長戦略にしようとしていることは納得できません。それどころか、ギャンブル依存症の拡大、不法団体の暗躍、まともな産業経済の衰退など、人類の進歩展望、健康長寿のテーマと相入るものではありません。よって、私は本決議の採択に加わらないことを表明しまして、退場いたします。

○田中議長 ここで退席がありますので、しばらくお待ちください。

これより議案第52号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

~~~~~

○田中議長 議事日程第10、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の関口委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第11、庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、庁舎建設特別委員会の山形委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

ここで休憩を行います。

11時00分から再開をいたします。

午前１０時４９分 休憩

午前１１時００分 再開

○田中議長 休憩前に引き続き再開をいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１２、一般質問に入ります。

それでは、第１番目の質問者、山形議員。

○山形議員 議席番号７番、山形研介です。議長通告に基づき、質問いたします。担当課の答弁を求めます。

空き家バンクの状況について。

空き家に関しては、３月定例議会にも質問したところでありますが、その後の状況は空き家情報バンク制度の現在の空き家の登録、また成約状況等どうなっているのか、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○田中議長 質問事項の答弁者、上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 空き家情報バンクの状況につきまして御答弁申し上げます。

空き家情報バンクの登録状況につきましては、本年６月１日時点におきまして登録された物件の累積件数は合計６件で、うち３件は成約し、別の２件につきましても現在交渉中となっております。一方、空き家希望者の利用登録件数は累計で２８件となっております。空き家希望者に対しましてまだまだ物件の提供が追いついていない状況でございます。

このため、本年３月の定例会におきましても御答弁申し上げましたが、空き家の所有者に対するアンケート調査を実施をし、空き家の活用状況や管理状況、今後の利活用の予定等の把握に努めたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

○山形議員 ただいま空き家アンケートの調査を行ったという答弁がございましたけど、その結果の概要についてお示しを願いたい。そしてまた、今後本村にとってどのように空き家の利活用を促進していくのか、改めて見解をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○田中議長 上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 アンケートにつきましては、本年２月に所有者に対しまして実施をいたしました。空き家１４５件のうち、同一所有者を除きます１４４件につきまして調査票のほうを送付いたしましたところ、回答６２件、宛先不明による返送が１８件、

無回答 64 件という状況でございました。この中で、ふだん利用されていないと回答されました空き家 47 件の利用状況を見ますと、全く利用していない、あるいは倉庫、物置としての利用というのが合計で 37 件となっておりまして、住居としての利用でありますセカンドハウスあるいは別荘として利用というものの 8 件を大きく上回る状況でございました。また、対象空き家の維持管理の頻度についてでございますけれども、半年に 1 回以上というものが 18 件と最も多く、維持管理しないを含めると、半数以上の物件におきまして維持管理に半年以上の間隔があいているという状況でございます。

このような状況の中、空き家情報バンク制度そのものについて知らなかったという回答が 30 件と、知っていたの 15 件を大きく上回る状況でございまして、改めて空き家情報バンク制度のさらなる周知方法を推進する必要があると認識したところでございます。

これを踏まえまして、本年 5 月の固定資産税の納入通知書送付の際に、空き家情報バンクや木造住宅耐震補助制度の案内文を同封するなど、本制度のさらなる周知に努めたところでございます。

また、アンケート調査におきまして空き家情報バンク制度に今後登録したい、あるいは条件などを詳しく知りたいを回答された所有者に対しまして、今後登録報奨制度や空き家改修補助制度の案内を個別に送付するなどいたしまして、さらなる空き家の利活用を促してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

アンケートの結果でも、空き家の維持管理の間隔がもう長い状況が見てとれるというのが今答弁でございましたけど、住居は利用されていないとどんどんどんどん傷んでいくと。空き家実態調査の結果では、そのままでは使用できない状態のものが多く、仮に利用活用を検討するにしても改修が必要となる物件が出てくるんじゃないかと思われれます。

そこで、空き家のさらなる利活用を促進していくためには、こうして改修が必要な物件に対して、本村にとっても何かしらの支援が必要であると考えてるんですけど、見解をお伺いいたします。よろしくお願いします。

○田中議長 上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 空き家の改修補助につきましては、これまで所有者には 30 万円、購入者には 50 万円を上限といたしまして、改修費用の 2 分の 1 を補助することとしておりましたけれども、本年 1 月からは空き家情報バンクに登録していただいた

分については50万円、登録外物件では10万円を上限といたしまして、改修費用の2分の1を補助する制度に改めまして、所有者におきましても空き家情報バンクに登録をすることで、改修費用の補助額が拡大される仕組みとしたところでございます。

今後とも、さらなる空き家情報バンクへの登録を促すための諸施策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けします。

○山形議員 ありがとうございます。

3月の定例議会よりは、1つ前向きに答弁いただいたかなと思うんですけども、私ごとですけども、3年間区長を経験した経験からいいますと、なかなかこの空き家というのが、皆さん頑張っていたんですけど、なかなか難しい。それが、私も質問しながらよくわかってるんですけどね。本村にとって、村長がいつも言うてるように、人口増の施策の一つとして、やはりこの空き家バンク制度というものが大きな重点課題になってくるんじゃないかと、そう考えておりますので、担当課におかれましても引き続き頑張っていて、これは私のものの考えがどうかと思いますけども、目標を年3件ぐらい、ちょっと空き家バンクに入っていていただく制度ができれば、5年たったら15件、人口にしてみたら、ざっと20人から30人ぐらい人口増がふえるんじゃないかと。担当課におかれて、やはり目的というものを必ず持っていて、余り大きくがあつと考えるでも年3件でもいいですから、そういうような形を持たせて、今後この村がにぎわうようにお努めいただきたいと、要望して終わります。ありがとうございました。

○田中議長 第2番目の質問者、田村議員。

○田村議員 議席番号4番、田村陽でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、新地域公共交通システムについて御質問させていただきます。

我が村は、今後高齢化率が50%に迫ることが確実となっております。免許証の返納などで、村内、村外への交通手段に困難を抱える方の増加が懸念されておりますけれども、村内には公共交通空白地域も数多く存在し、自家用車にかわる交通手段の確保が喫緊の課題となっております。

平成27年度実証実験が行われましたけれども、それに引き続いて、昨年度平成28年度も新地域公共交通システムの実証実験が行われました。昨年度の議会答弁では、1番、広報周知の強化、2番、利便性の向上、3番、乗車機会の増加、4番、路線バスとの乗り継ぎを平成28年度実証実験における改善課題として挙げられておりましたが、それらの課題にはどのように御対応なされたのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○田中議長 質問事項の答弁者、上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 住民ニーズに合致した新公共交通システムの策定につきまして御答弁申し上げます。

新地域公共交通の実証運行につきましては、平成27年度に引き続きまして、平成28年度にも実施をいたしました。その際、平成27年度の実証運行の結果を踏まえまして、議員お示しの4点につきまして改善することとしたところでございます。

まず、1点目の広報周知につきましては、本村のホームページ、広報「ちはやあかさか」への掲載のほか、社会福祉協議会への会員に対します周知でありますとか、デマンド方式に関するチラシの各施設等への配置などを実施いたしました。

また、2点目の利便性の向上につきましては、平成27年度1日当たり3往復から、平成28年度では定路線方式で7往復に増便をしたほか、1路線当たりの時間を短縮し、利用者の利便性の向上に努めました。

3点目の乗車機会の増加につきましては、平成28年度は定路線方式に加えまして、デマンド方式による運行も実施をいたしましたが、こちらは停留所を25カ所設置をいたしまして、乗車機会を増加させることといたしました。

4点目の路線バスとの乗り継ぎにつきましては、パンフレット等に路線バスの時刻表を掲載をいたしまして、その周知を図ったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

27年度実証実験における課題への御対応は理解いたしました。28年度の実証実験におきましても、また新たな課題が見つかったことと思います。その点に関してもあわせてお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○田中議長 上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 平成28年度の実証運行を踏まえた新たな課題につきまして御答弁申し上げます。

まず、運営の手法でございますけれども、平成27年度は近鉄タクシー様のほうに委託をいたしまして、1乗車100円の有償運行といたしましたが、28年度につきましては役場が所有をしておりますワゴン車、こちら2台を活用いたしまして、社会福祉協議会に委託をいたしまして、無償運行としたものでございます。28年度は、タイヤ交換あるいはブレーキ修理といった想定外の維持費が発生したことでありますとか、定路線、デマン

ド方式の2方式併用によります運転士の確保あるいは休憩時間の確保あるいはダイヤのおくれ、安全運転の確保などに課題があるというところでございます。特に、車両接触事故が発生したことにつきましては、幸いにしてけが人はなかったものの、今後の安全運行や事故時の代車の確保などにつきまして、大きな課題を残す結果になったというふうに認識しております。

次に、運行経路に関する課題でございますけれども、まずデマンド方式では交通空白地域であります中津原、小吹地区におきまして、重点的に停留所のほうを設置したものでございますが、残念ながらほとんど御利用がなかったという状況でございました。一方、定路線方式では、それなりの御利用があったものの、無料ということもございまして起終点の小吹台から河南町のオークワまでの利用が最も多いという状況で、交通空白地でございます東阪、桐山地区では、既に満員で乗車できないといった事例も見受けられるということもございまして、交通空白地におきます公共交通の確保という地域公共交通の本市から外れた結果となったものでございます。

また、路線バスへの乗り継ぎという観点で申し上げますと、定路線方式では全体の8.2%、デマンド方式ではわずか1名という状況でございましたことから、今後この利用者が少なかった原因等につきまして分析が必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。

では、28年度の実証実験を踏まえた上で、将来的な新地域公共交通システムの展望についてお聞かせください。

○田中議長 上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 この27年、28年の2カ年の実証運行により明らかになりました課題等を踏まえまして、まず今年度はこれらの諸課題の分析と他市町村におけます地域公共交通の実態につきまして調査したいというふうに考えておりますが、いずれにしてもこの地域公共交通というものは、何より安全でなくてはならないというふうに考えております。また、行政が担う地域公共交通が民業を圧迫というふうになってはならず、村内の路線バスの運行に支障がないという範囲という制約の中で、議員御指摘のとおり、いかに住民ニーズに合致するかということが重要ではないかというふうに考えております。

今後の地域公共交通のあり方につきましては、こうした諸課題の整理あるいは分析を踏

まえまして、今後地域公共交通協議会におきまして引き続き研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

○田村議員 上島理事、御回答ありがとうございます。

村民の方からも、新地域公共交通システムを望む声というのは、数多く聞こえてまいります。さまざまな課題が残されていることは理解しておりますけれども、何よりも住民のニーズに合致した形での新地域公共交通の策定をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○田中議長 第3番目の質問者、千福議員。

○千福議員 議席番号5、千福清英、一般質問をさせていただきます。

一般質問は2点あります。

1点目につきましては、災害に対する危機管理についてであります。

本年、村政運営方針におきまして危機管理機能の向上、被害の低減、防災力の向上と申しておられますが、具体的な対応策をお答え願います。そしてまた、役所内において訓練等を実施されているのか、初動の態勢が大切であると思います。そしてさらに、先日、要支援者名簿が配布されておりますが、誰がどのような状況において対応するのか、マニュアルの作成があるのか、安心・安全に向けての対応をお答えをしていただきたいと思います。

もう一点につきまして、楠公史跡の整備状況についてであります。

本村の観光振興におきまして、楠公史跡は非常に大切な資源となっており、来村者も増す中、整備が必要だと思います。その中でにおいても、上赤阪城跡は今後どのような形で整備のほうの計画をされているのか問います。大変おくれているように思われます。そしてまた、楠公保存会との共存はどのような形で進められるかをお問い合わせいたします。

以上です。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 災害に対する危機管理について御答弁申し上げます。

本村では、災害の被害を最小化し、被害からの迅速な回復を図る減災の考えに基づきまして、平成28年度に地域防災計画の見直しを行ったところでございます。具体的な対応といたしましては、職員の災害時における配備態勢の見直し、また災害発生時に優先して行う業務がある場合につきましては、災害発災後の業務立ち上げ時間の短縮、業務レベルの向上を図るため、業務継続計画を策定したところでございます。

また、被害の拡大を防ぐためには、自助、共助、公助の考え方に基きまして、役割分担が不可欠となつてまいります。自分たちの地域は自分たちで守ることを目的として結成されます自主防災組織の促進、育成を図つてまいります。

さらに、災害時の初動態勢の確認を行うため、職員による図上訓練を実施し、防災体制に万全を期してまいります。

避難行動要支援者名簿につきましては、災害対策基本法の改正により作成が義務づけられ、避難行動要支援者の方々の同意を得て作成しております。名簿につきましては、総務課、健康福祉課において管理、保管し、民生委員、児童委員、各地区や自主防災組織、消防署、消防団、警察署と共有し、災害発生時の安否確認や避難所運営などの避難支援に活用してまいります。また、平成28年度に千早赤阪村避難行動要支援者支援プランを策定し、このプランに基づきまして、災害時にみずから避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難に当たって特に支援が必要とされる方の支援体制の強化、また地域における支援体制づくりを推進してまいります。

今後も、村民の安全を守るため、資機材の整備や動員体制の充実、防災訓練の実施などを通じ、総合的な防災体制の確立に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 御答弁ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

災害を想定しての職員による図上訓練の実施を計画しているとのことですが、行動する訓練等は考えておられるのかお伺いしたいと思います。そしてまた、避難行動要支援者の方の名簿は既に配布されているとのことですが、地区やそしてまた各委員さん、関係する部署等の支援プランについてどのようにされるか予定をお伺いしたいと思います。

○田中議長 中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 まず、訓練につきまして総務課のほうから御答弁を申し上げます。

まず、図上訓練につきましては、ことしの夏ごろに行う予定で、現在準備を進めているところでございます。また、行動訓練についてでございますが、大阪880万人訓練にあわせまして、エリアメールを送ったりですとか、各地区で、小学校区単位で地区と消防団との防災訓練なども行っております。また、地震等の発災、発生を想定しまして、今後職員の参集訓練なども検討して、総合的な防災、意識の向上に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 和田課長。

○和田健康福祉課長 避難行動要支援者の方の名簿につきまして、御答弁させていただきます。

一応、名簿につきましては配布させていただいておるところでございますけども、地区また消防機関関係等の避難支援関係者の方々とミーティングと申しますか、一度お話を場を設けさせていただいて、名簿等またプラン等について話し合い、また説明なりをさせていただきたいと思っております。時期については、まだちょっと未定でございますので、また今後検討して実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 どうもありがとうございます。

きのう、おとついあたりでも、近畿地方南部のほう、和歌山あたりでも相当な雨が降って、言いましたら梅雨の本来の形になってきたように思われます。災害はいつ何どきやってくるかもわかりません。そういう意味もありまして、ちょっと私どものほうの村は、中山間地であります。非常に雨災害、土砂災害が怖いところでもありますので、安心・安全に向けての速やかな体制づくりを要望して終了したいと思います。ありがとうございます。

○田中議長 要望でいいですか。

○千福議員 はい。

○田中議長 もうこれで終わりでいいですか。

○千福議員 はい。

○田中議長 質問事項２番目の答弁者、赤阪教育課長。

○赤阪教育課長 楠公史跡の整備状況について御答弁申し上げます。

村では、金剛山を初めとした豊かな自然や、楠木正成ゆかりの史跡などの歴史資源を観光資源と捉え、観光振興、交流人口の増加を進めているところでございます。楠公ゆかりの史跡につきましては、大半が城跡、城塞であり、そのうち千早城跡、楠木城址、赤阪城跡は昭和９年に国史跡に指定されています。史跡は、村や国の重要な文化的遺産として現状の姿を後世に永久に保存されるべき存在であり、村では史跡の保存を図るとともに、地域活性化を図るため史跡保存計画を策定し、保存復元整備や観光振興などへの活用を進めています。

議員御質問の上赤阪城跡でございますが、これまでは駐車スペースやアプローチ道路の整備などを行ってきたところであります。今後も、史跡保存計画に基づき、史跡公園として村民はもとより、来村者の方々に親しまれるよう史跡として許される範囲において、柵や休憩用ベンチなどの整備や保存等を行ってまいりたいと考えております。

次に、楠公史跡保存会でございますが、これまでからも楠公史跡等の草刈り、美化、清掃や案内版、道しるべの整備などを行っていただいております。また、景観向上事業として、上赤阪城跡から眺望をよくするため、樹木の伐採についても検討をしていただいているところでございます。

今後におきましても、楠公史跡保存会と連携を密にし、それぞれの役割分担など協議を深め、史跡の保存、活用により観光振興、交流人口の増加を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 御答弁ありがとうございます。

今答弁いただきましたような形で、楠公史跡につきましては本村にとりましても非常に大切な文化遺産でもあります。そしてまた、教育や観光に活用すべきであり、千早赤阪村イコール金剛山とか、そしてまた楠公さんというイメージは決して少なくはないかと思えます。今後、史跡保存計画や千早赤阪村観光ビジョンに基づかれて、楠公史跡保存会との一層のタイアップをしていただく中、一段とその整備等を前に進めていただきますよう要望とさせていただきます。ありがとうございました。

○田中議長 要望でいいですね。

○千福議員 はい。

○田中議長 はい、わかりました。

第4番目の質問者、井上議員。

○井上議員 議席番号3番、井上浩一でございます。議長通告に基づきまして、2点質問させていただきます。

1つ目に、子育て支援についてお伺いします。

子どもを産み育てやすい社会を実現するには、妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援が重要であると考えます。厚生労働省によりますと、児童虐待の相談件数は年々増加しており、年間10万件に上ります。その中で、大阪府はワーストワンで1万件的相談があります。虐待死の中でも一番多い子どもの年齢はゼロ歳というのが現状です。望ん

でない妊娠や、母親自身が妊娠時からほかの悩みを抱えている場合に、誰にも相談できず不幸な結果を招いています。現代は、かつて地域のコミュニティが機能していた時代ではなく、核家族化が進行し、一人で悩み孤立する母親が多くなっています。また、さまざまなライフスタイルから母親の両親などにも全面的に頼れないケースがあります。

そこで、今注目されているのがフィンランドのネウボラという制度です。フィンランド語でアドバイスする場所という意味で、妊娠から出産を経て就学前の育児までを切れ目なく継続的に支援を行うのが特徴です。国においても、日本版ネウボラとも言えるワンストップ拠点、子育て世代包括支援センターを市町村に設置することが法制化されました。既に河南町、太子町、富田林市には設置済みです。今後は、おおむね平成32年度末までに全国展開し、あわせて地域の実情に応じた産前産後のサポートや、産後ケアの事業を推進することとされています。

このような国の動きを受けて、本村での現状を先日担当課にお伺いしたところ、子育て世代包括支援センターへの体制はほぼ整っているとのことでした。

そこで、設置に向けての今後の計画等をお伺いいたします。

2番目といたしまして、鳥獣被害防止対策についてお伺いします。

鳥獣被害については、これまで対策を講じてきているが、地球温暖化による生息環境の変化、高齢化による狩猟者数の減少などにより、鳥獣数は増加し、農作物に対する被害は減少しません。このため、農業従事者が事業を継続する上において深刻な事態を招いています。このような問題を解決するために、生態系に配慮しながら一定数駆除する必要があると考えられるものの、捕獲後の処理にかかる負担や駆除が追いつかないなど、さまざまな課題により鳥獣の個体数削減に至っていない状況があります。

今回の選挙戦で地域を訪問させていただいたときも、多くの方よりイノシシ対策の御要望をいただきました。調べたところ、平成22年9月と平成26年3月の議会質問で、前議員の浅野さんが要望を出されていることがわかりました。しかし、いまだに被害が多く拡大している模様です。そこで、現状や対策についてお伺いいたします。

以上、2点についての的確な御答弁をよろしくお願いいたします。

以上です。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、西口健康福祉課参事。

○西口健康福祉課参事 子どもを産み育てやすい社会を実現するための妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援について御答弁申し上げます。

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦、母親の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援は関係機関が連携し、切れ目ない支援

を実施することが重要となっています。村では現在、保健師が妊娠届け出時に全数面接をし、その後妊娠期の定期連絡や訪問、新生児、産婦の全数訪問、乳幼児健診や各種教室、また支援が必要な家庭には養育支援相談や訪問、今年度からは出産直後の母子の心身のサポートを行う産後ケア事業を開始するなど、支援者を固定して信頼関係を築きながら、きめ細かいサポートを行っております。また、必要に応じて医療機関、子ども家庭センター、子育て支援機関、療育機関、保育園、幼稚園、小学校と教育施設等と連携を行い、支援を行っております。

国では、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援をワンストップで行う拠点である子育て世代包括支援センターを平成29年度より母子保健法で法的に位置づけ、平成32年度末までに全国展開を目指しています。子育て世代包括支援センターは、市町村にコーディネーターとなる保健師等を配置し、妊娠、出産、育児に関する各種相談、必要に応じ支援プランの作成や関係機関との連携調整を行い、母子保健と子育て支援施策との一体的な提供を通じて包括的な支援を行い、妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援を提供するものでございます。

内容としては、現在村の保健師がほぼ実施している内容ではありますが、妊婦や親子が孤立しないように、多数の人が頻回に利用しやすく集いやすい場所の確保と、コーディネーターを行うマンパワーの確保等も必要です。今後は、先行している自治体の取り組みなどを参考にしまして、村にとってどのような体制がよいかを検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 御答弁ありがとうございました。

そこでセンターを設置される場合、場所、時期等についてはいかがでしょうか。

○田中議長 西口参事。

○西口健康福祉課参事 先ほど答弁させていただいたとおり、今年度については庁内や関係機関との調整を図りまして、村で安心して子どもを産み育てていけるような体制を考えていきたいと思っております。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

○井上議員 ありがとうございました。

では、要望とさせていただきます。

ワンストップで対応できる拠点、子育て世代包括支援センターの早期の設置をお願いして終わります。ありがとうございます。

○田中議長 質問事項２番目の答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 鳥獣被害防止対策について御答弁申し上げます。

本村において、イノシシによる被害額は農業共済による被害額の調べでは、平成２６年度２５万４，０００円、平成２７年度７万８，０００円、平成２８年度２５万７，０００円となっております。村の取り組みとしましては、平成２２年度に千早赤阪村鳥獣被害防止計画を策定し、平成２６年度には時点修正を行いました。これにより、国の補助を受けイノシシ用の箱わなを購入し、村猟友会に箱わなの設置と捕獲処分事業を委託しております。また、村の単独補助事業として、電気柵等侵入防止柵の設置補助を実施しております。

猟友会での捕獲処分実績は、平成２６年度１２４頭、平成２７年度９１頭、平成２８年度１４０頭となっております。電気柵等の設置実績は、平成２６年度延長８，８１５メートル、平成２７年度、同じく７，５２０メートル、平成２８年度、同じく８，３７６メートルとなっております。

なお、電気柵等の設置促進を図るため、補助額の上限を平成２８年度は電気柵２万５，０００円ワイヤーメッシュ等２万円であったのを、平成２９年度から個人では５万円に、２者以上の共同設置では１０万円に引き上げたところでございます。

このような対策を実施しておりますが、御指摘のとおり、イノシシ等による被害は減少していないのが現実と受けとめております。今後、村としてはこれまでの被害防止対策を継続して実施するとともに、地域住民と一体となって対策を講じていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 答弁ありがとうございました。

では、具体的にどのような対策をお考えでしょうか。よろしくお願いします。

北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 新たな策として、農業委員会や実行組合長会、猟友会などで組織される千早赤阪村有害鳥獣対策協議会において研修会を実施することにより、被害防止の対策の啓発などを行っていききたいと考えております。具体的には、研修会でイノシシの生態を正しく理解し、効果的な防止柵の設置ができるよう、技術向上を図ってまいりたいと考えております。

また、イノシシを呼び込まない環境づくりも大切になってまいりますので、イノシシの

隠れ家となる耕作放棄地について適正な管理を行い、収穫後の残った野菜などがイノシシの餌となることがないように、処分徹底を啓発していきたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

○井上議員 ありがとうございます。要望をして終わりたいと思います。

少しでも被害を減少できるよう、きめ細やかな対応をよろしくお願いいたします。

以上です。

○田中議長 第5番目の質問者、関口議員。

○関口議員 2番、日本共産党、関口ほづみです。私は通告に基づき、3点について質問いたします。

まず初めに、子ども医療費助成を高校卒業まで拡充することを求めて質問いたします。

村の人口は5,500人を割り、高齢化率は府下最高となりました。今後、村の高齢化対策また村の実情に合った公共交通の実施などが求められております。こうした施策を進めていくためには、子育て世代、現役世代の増加が欠かせません。そのためには、第4次総合計画に基づく移住促進のための空き家改修、家賃補助など、村が実施している施策を成功させることと同時に、医療費助成の拡充など、新たな子育て施策を実施して、自然環境がよく少人数学級で行き届いた教育が受けられることなど、村のよさを村外にアピールすることがとても大事だと思います。

日本共産党は、この間子ども医療費助成の拡充を求めてまいりました。子どもは村の宝と位置づけ、大向村長の時代に府下で一番早く小学校入学前まで助成を実施しました。このことが府下にも広がり、その後も小学校卒業まで拡充していただき、子育て施策を自慢できる状況でした。しかし、少子・高齢化、人口減少が全国的に進む中で、子育て支援に取り組む自治体がふえ、今では村が先進を切っているとは言えません。

大阪府下で医療費助成を高校卒業まで実施している自治体は、2016年度では3自治体、寝屋川、豊野、田尻の3自治体でありました。しかし、ことし4月からは箕面市や能勢町が加わり、5市町にまでなっております。その上に、ことしの11月からは大阪市でも実施されることになり、6市町で高校卒業まで医療費助成が行われるようになりました。3月議会では、拡充に必要な予算は150万円だと答弁されました。子育て支援が府下市町におくれをとっている今こそ実施されることを強く求めます。

次に、小吹台入り口の作業現場について伺います。新しい方もおられますので、この間の経過も含めて質問をさせていただきます。

当該地は、昨年7月末ごろから、何ができるのか全く知らされないまま急ピッチで工事

が進み、小吹台住民にとっては大きな不安となりました。この間、地元自治会を中心に解決に向けた運動が続けられております。昨年10月には大阪府富田林市、河内長野市への陳情署名、ことし3月には村議会への請願提出など、精力的に活動をおられます。

また、小吹台在住の私も含めた3人の議員としても共同して富田林市への申し入れや、甘南備自治会長への申し入れ、村から得た情報をいち早く3人の連名で、議員活動として小吹台全戸に配布することも行ってまいりました。そして、私自身は日本共産党議員として、独自に富田林、大阪府に出向き、解決に向けた協力の要請をしてきました。そこで得た情報は、私の議会の報告で小吹台に全戸配布してきたところでございます。

昨年11月、社長が入管難民法違反で逮捕され、12月には従業員に暴行したとして再逮捕、さらにことし1月には労働基準法違反で再逮捕され、刑が確定いたしました。このことによって、社長とその家族は、自動車解体業はできないことになりました。

こうした状況の中で、作業は行われず、動きはとまっておりますけれども、対策委員会としては、現在も毎月開催され、情報交換や今後の行動など協議されているところでございます。

以上がこれまでの経過です。3月議会での私の質問の中で、担当課のほうから、暖かくなったら動き出す可能性があるという報告がありましたが、その指摘どおり、ことし5月1日には当該地へ廃車の搬入が行われ、最近では毎日作業が行われるなど、地元住民の不安が再燃しております。4月の業者の説明会では、業者側の弁護士、村も参加して行われました。業者側から、あの土地を売却したい旨報告があり、それに向けての条件なども交換されたところでございます。しかし、その後の動きを見ていると、本気で売る気があるのか、なし崩しにあの場所に居座り、事業をするのではないかという不安が出ております。

こうしたことを踏まえて、私は6月5日、富田林市の産業環境部とまちづくり課に申し入れに行き、14日には大阪府の農林水産課、産業廃棄物指導課に対し、申し入れを行ってきました。申し入れの内容は、1つはこれまで行っていた行政間の連絡協議会は継続されているのか、継続されていないのであれば、情報を共有するために再開をしてほしいということです。もう一つは、動きが活発になっているのでパトロールを行い、監視、指導を行ってほしいことなど要望してきたところでございます。これらに対して、富田林では大阪府と連絡を取り、現場の確認に行くことを約束してくれました。大阪府では、14日に大阪府、富田林、村も同行し現場に行っていること、行政間の協議は中断しているが、必要に応じ再開する旨回答がありました。村に対しても、以上2つの点についてまず伺いをいたします。その上で、2つ目に4月25日の説明会では和泉市の土地を明け渡さな

くてはいけない。そのため、和泉市にある廃車を移動するということでしたが、車の数がどんどんふえているので、和泉市以外の車も持ち込んでいるのではないかと疑われますが、その点についてお伺いいたします。3つ目に古物商を営むということでありましたけれども、古物商以外の事業も行っているのではないかと、こういうことも懸念するところです。この点についてお伺いいたします。4つ目に、最近新しいプレハブが搬入されておりますが、違法ではないかと思われま。

以上の点について、掌握さえれているかお伺いいたします。

最後に、国民健康保険事業の府下統一化に伴う国保料について質問をいたします。

平成30年、来年度から国保統一化されることに伴い、ことし2月、大阪府が各市町村の必要保険料を粗い試算として公表いたしました。これを受けて、村ではことし3月議会の当初予算で、28年度の保険料を据え置くという予算が提案され、全会一致で可決されました。しかし、同じ3月議会の最終日には約2万円を引き上げる補正予算が賛成多数で可決されました。村保険料は、長年の国保料の引き下げを求める運動の結果、平成27年度によりやく引き下げが実現されました。このことによって、大阪府下で一番低い保険料となり、国保加入者の負担が大幅に軽減され、府下でも注目されたところでございます。しかし、この保険料は27年、28年度の2年間で、今年度から約2万円が引き上げられました。村は、今後30年、31年と毎年2万円程度引き上げる計画を出しております。国保財政への国庫支出金が大幅に削減されたことに加えて、人口減少と国保加入者の増加、高齢化などにより、村の国保財政の運営は難しい問題も出ておりますけれども、負担軽減に努力することは、自治体の仕事だと考えております。

その上でお尋ねいたします。

1つは、2月の大阪府が必要保険料の試算を示して以降、保険料の引き上げを決定した自治体は、千早赤阪村以外にあるのかどうかお尋ねします。2つ目に、8月に大阪府が2回目の必要保険料を試算すると聞いておりますが、その結果村の保険料はどのようにするのかお伺いいたします。3つ目に、国保の基金残高は約1億6,000万円ありますが、30年広域化実施で、市町村の基金の取り扱いはどうなるのかお伺いいたします。

以上の点についてよろしく御答弁をお願いいたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 子ども医療費助成の拡充を、について御答弁申し上げます。

村では、若い世代がいつまでも村に住み続け、また村外からも子育てをしたい地域として移住促進ができるよう、多子世帯の保育料の軽減、給食費補助事業、任意予防接種費用の助成など、村独自の子育て応援事業に取り組んでいるところでございます。

議員御質問の村の子どもの医療費助成につきましては、以前にも答弁いたしましたとおり、医療費の増嵩を招き、国保財政に影響を及ぼすことから、安易に対象者の拡大を行うことのないよう、国からの指導もあり、現時点において対象を高校卒業まで拡大することは考えておりません。なお、本医療制度につきましては国の制度として創設するよう、引き続き町村長会を通じ、府、国に対し働きかけを行ってまいります。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

○関口議員 今村長から、できない理由を何点か挙げていただきました。国保財政を圧迫するということでしたけれども、この事業については国保財政に係るものではないと思うんです。それで、3月議会で150万円あればできるということでしたけれども、わずか150万円、わずかといいますが村としては貴重なお金ではありますが、村の宝である子どもたちをどんどんふやしていくというためには、大したというか、大きな額ではないと思うんです。それで、やはり私は高校卒業まで、もう6市町村やっているんですから、早く実現をしてほしいと思いますが、実現するための障害は一体何なのか、国保財政を圧迫するからなのか、国からの圧力があるのか、その点再度お伺いしたいと思います。

○田中議長 松本村長。

○松本村長 まず、国保財政と申しますより、子どもへの医療費助成いわゆる地方単独事業を行うことに対する国の負担金及び普通調整交付金の減額調整措置というのがございます。ということで、それと先ほども関口議員がおっしゃいました子育ての医療費助成を行っている市町村につきましては、地方交付税、その他についてほとんど問題のない非常に財政力の強い市町でございますので、恐らく私どもと同じようにはいかないということでございます。そういうことで、私どもはいわゆる普通調整交付金や減額調整措置の早急に全廃していただいて、それから国の制度として無料化を実施するよう今全国町村長会を含めまして、国へ要望しているところでございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 村長おっしゃいますように、子育て支援というのはやはり私は国がやるべきもんやと思います。だから、そのことについてはどんどん国に要望していただきたいと思います。そこで、村がいいチラシをつくっていただきました。他市町から移り住むなら大阪府千早赤阪村、とってもいいと思うんです。この中に、出産、子育てのサポートをるる挙げていただいております。子ども医療費助成、中学校卒業までを助成します。高水準となっております。だけど、私調べましたけれども、中学校卒業までは43市町村のうち3

4の市町村までが実施しておりますので、決して高水準とは思えないんです。努力していただいていることは認めます。だけれども、150万円でやれることなら高水準、府下トップと言われるように、ぜひやっていただきたいと思います。このことについて、もう一度検討していただけないのか御答弁いただきたいと思います。その前に、最近の村の出生数、転出入の動きを調べてもらいました。山形議員からも、空き家に年3件でも来てもらったらいというような話もありましたけれども、昨年の1月から12月までの出生数は22人です。そして、ことし1月から5月の出生数は7人です。昨年の同時期とは同じなんです。1月から5月までは7人の子どもたちが出産しております。決して減ったというふうには私は見ておりません。また、1月から5月の転出世帯、25世帯あるんです。一方で、転入世帯を見ますと、22世帯ありました。これを見まして私は、まだ希望があるというふうに思いました。村の人口は、相変わらず減少傾向にありますけれども、この数字を見ましても、お亡くなりになっている方もおられますので、村の人口が大幅に村外に流出してしまってるというふうには思いません。むしろ、今なら人口増につなげることが可能だと思います。この状況をどう見られるのかお伺いすることとあわせて、やっぱり150万円やったらやたらろうという思い切った決断をお願いしたいと思いますが、その点再度お願いいたします。

○田中議長 松本村長。

○松本村長 確かに、出費というのは150万円でございますが、いわゆる減額措置、その他についてトータルではかなりの影響を私どもの村は受けるというふうに、私は考えておりますので、今のところ医療費のこれ以上の助成は考えておりません。ただ、先ほどからいろいろおっしゃっておるとおり、私どもの村、人が減っていないあるいはというような状況でございますが、やっぱり村全体としてのいわゆる魅力が足りなかったのかなど。特に、一番の問題は、私はいろいろとあちこちの店に来てくださいとか、あるいは住んでください、あるいは不動産業界の皆さんに、うちの村へ住んでもらえるように住宅開発をやってくれ、あるいは工場誘致をしたいということで、各企業をいろいろとセールスに回っておりますけれども、一番感じるのは非常に道路事情が悪いということなんです。ちょうど昭和45年万博のころは、私どもの村の交通事情は非常によろしかったです。それから、大阪府の方針ががさっと変わりまして、府立高校を113館お建てになりました途端に、道路予算が完全になくなっちゃった。ということで、富田林市五條線なんかの場合は、既に奈良県でも金剛山の山麓まで4車線で富田林市五條線ができておりますが、大阪府につきましては御存じのとおりで、全然災害復旧工事しかやられていない。ということで、やっぱり私どもの村、交通の便をよくするのが一番、これを私どもは前々から府ある

いは国に徹底的にいろいろお願いしとるようなわけですが、なかなか前向いていかない。しかし、これがうまくいけば、20年先、30年先にはうちの村はかなり元気になるんじゃないかなと、そういうふうを考えながら一生懸命やっているところでございまして、確かに、子どもさんの医療費助成も大切かも知れませんが、やっぱり村全体を見まして、それよりもまだまだやることはあると、私はかように考えております。特に、従来のようにいろいろと医療費助成、その他どんどん福祉を、もちろんこれはこれからどんどん私どもの村も御存じのとおりで高齢化が進みますから、必要ではございますが、これから若い人たちあるいはお年寄りに対する福祉の面で、いろいろと費用がかさんでまいります、こういうときに、まずそれも大事ですけど、これから10年先、30年先を見て、いわゆる私どもの村をどうしていくか、これも非常に大切なことと考えながら、そのバランスをとりながら村の運営をやっていききたいと、そういうふうに思っているところでございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 村長は、20年先、30年先に向けてとおっしゃってますけれども、今が大事だと思うんです。やっぱり150万円というのは村長の決断でできるはずなんです。そのことをもう一度、庁舎全体で考えていただいて、もっと自信を持ってほしいと思うんです。村には魅力のあるところがいっぱいあります。ということで、地域戦略室としては、さまざま魅力を探し出して、村外にアピールしていただいておりますので、これは出産、子育てのサポート、これを高校卒業まですることや、教育のサポート、給食はおいしい、そして海外留学もある、英語教室も充実している、こうしたことをもっともっと自信を持って宣伝することで、空き家もある、これを村長も自信持っていて、わずか年3件、5件でもいいですから来てもらえるために頑張っていただきたいということを要望します。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 小吹台入り口の作業現場について御答弁申し上げます。

まず、4月以降の状況を簡単に御説明いたします。

4月17日に事業者、富田林市、千早赤阪村の3者同席の場で、事業者から当該地から撤退したい旨の説明があり、ついでには売却するに当たり、里道問題の解決と小吹台自治会が設置している事業進出反対の看板を撤去してほしいとのことや、現在事業活動を行っている和泉市の土地の使用契約が4月末となっていることから、売却するまでの間、当該地を使用したい等の内容でありました。

村からは、小吹台自治会に対し、説明会を行うよう事業者に依頼し承諾をいただきました。4月25日に小吹台地域会館にて、事業者、自治会、対策委員会、役場、小吹台在住の3議員出席のもと、説明会を実施いたしました。事業者からは、事業撤退の説明及び双方からの要望などがあり、後日その要望に対する回答は双方から提出済みであり、次回の話し合いの場を7月5日に予定しているところでございます。

以上が4月以降の動きでございます。

1点目の御質問でございますけれども、これまでに行政連絡協議会は計3回開催しており、今後も必要に応じ開催いたします。特に、富田林市とは緊密に連携を行い、情報共有をし、対応しているところであります。今後も指導権限のある大阪府や富田林市と協力し対応してまいります。

2点目の和泉市以外の車を持ち込んでいるのではとの指摘でございますけれども、6月14日、大阪府の立入検査に同行いたしました際には、和泉市のものに加えまして、買い付けした自動車部品の搬入も行っているということでございました。

3点目の古物商以外の事業を行っているのではとの御指摘ですけれども、大阪府から今回立入調査では当日解体業に当たる行為は確認できなかったと報告を受けております。また、解体行為とはどのような行為なのか、事業者に対して詳細に説明されておられました。

4点目のプレハブについては、市街化調整区域においてプレハブを設置し、事務所等として使用する場合は、開発許可さらには建築許可が必要となります。当該物件について、大阪府に確認したところ、売却物件として保管しているとのことであり、既に大阪府において使用用途を確認し指導しているということでございました。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 私の1点目の質問については、大体府と協議して掌握されてるということで、プレハブについては固定するものではなく、商品としてまたどこかへ持っていくということですが、何かこれまでの業者の対応を見ますと、本当かなという疑わしいところもあるんですけれども、お伺いいたします。

刑が確定して、現在は自動車解体業の申請はできませんけれども、これは何年かすればまたできるのではないかと思います、その点お伺いします。

2つ目に、市街化調整区域での利用はどういうものが可能なのか、今1点目で少し答弁がありましたけれども、最後にあの土地を購入する方法はないのか、その点で協議してい

ただけないのかお尋ねします。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 1点目の社長の罰金刑の件ですけれども、社長の刑が確定いたしまして、自動車解体業の欠格要件に該当するため、5年間解体業ができないと大阪府に聞いております。

2点目の市街化調整区域での利用はどういうものが可能なのかというところでございますけれども、市街化調整区域の土地利用については、都市計画法において市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、建築行為等は著しく制限されることとなります。また、当該地は富田林市の土地利用計画に位置づけされていないため、通常の手続きと何ら変わりはありません。

最後に、土地の購入については行政区域外で行政目的もないことから、村が購入することは不可能でございます。また、先般の4月25日に実施しました説明会において、事業者から昨年9月18日に小吹台体育館で実施した説明会の場で、自治会の代議員の方から自分たちでカンパして土地を購入する旨の発言をされておられたことから、今もそのようなお気持ちがあるのかとの確認がございまして、自治会の会長からは購入する意思はないと回答されておられました。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 刑が確定して5年間はできないけれどもということですが、そうなりますと古物商ですと5年間引き延ばして、5年後には解体業をするのではないかと、そういう心配が新たにまた出てきたところですが、その前に何とか業者とも話し合いながら解決できることを期待して、今後展開していかなくてはならないと思いますけれども。

購入の件ですけれども、5,500万円というのは到底あの土地では高い、売る気が全くないと違うかという意見もありますけれども、どの程度安くなるのか、富田林市とも協議してほしいなど。だからといって、私たちが買えるものではありませんけれども、富田林市で聞きましたところ、手続が踏めば、老人施設などもああいう場所でも可能だというような話もちらっとしておられましたので、そうしたところが手続を踏んで買う可能性も、もっと安くなればできるのではないかと期待を込めて質問いたします。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 土地の売却の件ですけれども、土地の売買については民民で行われるこ

とから、行政が介入することはできませんが、購入したい事業者がおられた場合は、情報提供はしてまいります。それと、老人施設ができるのではないかということでしたけども、先ほど御答弁いたしましたとおり、富田林市の計画にも入っておりませんので、今のところ何らし街化調整区域とは変わらないということでございます。

今後も、大阪府を初めとする関係機関と連携し対応してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○田中議長 要望をお受けいたします。

○関口議員 市街化調整区域であっても、手続を踏めば可能であると、市街化調整区域やから何もできない、もちろんそうなんですけれども、そういう回答でしたので、その辺もぜひ検討していただきたいなと思います。それから、3月に請願が採択されまして、この請願を受けて、条例が決まったからといって、あの業者が撤退するとかそういうものではありませんけれども、あれを機会に村の環境条例をつくってほしいという声に答えて、これもやっぱり村としてはじっくりいいものにしていくために検討していくという答弁でありましたけれども、これについても請願の趣旨に沿った内容、条例が制定されますように要望しまして、終わります。

○田中議長 質問事項3番目の答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 国保統一化に伴う国保料について御答弁申し上げます。

平成30年度に国民健康保険の府下一元化が予定されていることから、ことしの2月に大阪府より、粗い試算ではありますが、本村の1人当たり保険料額が示されました。その試算では、1人当たり保険料額14万7,255円で、村の平成28年度1人当たり保険料額と大きく乖離しており、約1.5倍の試算となっていたことから、急遽3月に国民健康保険運営協議会を開催し、今後の保険料について御審議いただきました。その答申も踏まえ、平成29年度1人当たり保険料を2万円引き上げる補正予算を3月議会で承認していただいたところでございます。

保険料を今後毎年2万円引き上げるとの御指摘でございますが、村国民健康保険運営協議会からは、平成30年度以降の保険料については大阪府に支払う国保事業費納付金や財政調整交付金の残高を勘案し、本協議会の意見を十分踏まえ保険料を検討されたいとの答申をいただいていることから、今後大阪府が示す事業納付金や標準保険料率を注視するとともに、村財政調整交付金の残高などを鑑み、保険料設定については総合的に判断し、設定したいと考えております。また、保険料の引き上げについて被保険者の皆様に十分御理解いただけるよう、4月号広報で詳しく村国民健康保険の状況を掲載するとともに、納付書の発送時に合わせ周知いたしております。今後もきめ細やかな広報を行ってまいりま

すので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 村の広報では、今後毎年2万円程度引き上げを行う予定ですよということが、4月の広報に載せられました。そのことで、毎年2万円ずつ上がっていくんやなという負担がかかっているわけです。それで、再度お尋ねいたしますけれども、2月の府の粗い試算で、うちは一番先に2万円上げましたよね。これが大阪府下でうち以外にやったところがあるのかどうか、御回答がありませんでしたので、それをお尋ねします。

それとあわせまして、引き上げた時点で国の財政支援1,700億円については考慮されない中での引き上げでした。やはり、これも考慮してから結論を出すべきではなかったかなと思います。これは、聞くところによりますと、国の財政支援1億7,000万円、1人当たりにすると5,000円程度というような話も出ておりますが、配分が決まった時点で改めて保険料を試算すべきではないかと考えますけれども、その点についてお尋ねします。

もう一つ、基金残高についてですけれども、やはりこれもうわさかどうかわかりませんが、統一化されたら吸い上げられるのではないかという懸念もたくさんあります。1億7,000万円が吸い上げられるのであれば、この基金を使って保険料の引き下げをやるべきではないかと思いますが、お尋ねいたします。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 2月に大阪府が必要保険料の試算を示したことに對する引き上げの1点目の質問でございますけれども、村以外に保険料を引き上げたところがあるんじゃないかというところでございますけれども、大阪府が示しました粗い試算では、府下6市町村以外が引き上げとなるような算定でございました。それで、他の市町村でも引き上げるところがあるということは聞いております。ただ、府下市町村では7月に本算定をしておりますので、ほとんどの市町村が7月1日に平成29年度の保険料を決定されるというようなところでございます。

それと、2点目の追加の1,700億円について、粗い試算の中に含まれてないんじゃないかという質問でございます。それで、時期的にも早くないかというような質問かと思えます。大阪府は、1,700億円についてはまだ使途といいますか、その辺が国からはっきり決まってないんで、粗い試算には入れなかったというふうな回答をいただいております。ことしの8月以降に2回目の試算がございますので、その時点でこの1,700

億円について試算には含まれるのかなと考えております。

それと、3点目の国保の基金残高でございますけども、平成30年度以降も村の国保特別会計が引き続き存続いたしますので、今後も市町村の基金として活用することは可能でございます。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

○関口議員 結局、2月の粗い試算が出た時点では、どこも引き上げはやってなかったということです。それと1億7,000万円の基金については、引き上げられるという話も、府に吸い上げられて赤字の自治体の補填にされるという、そういう話もあるわけです。国保財政の基金というのは、被保険者の保険料によってこれまで積み立てられてきたものですので、言うたらよその市町村の赤字の補填のために1億7,000万円使われるねんやったら、村の被保険者のために使うべきやと思うんですが、その点再度お尋ねします。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 村のただいま持ってる基金につきましては、村の基金として今後も活用可能ということを府のほうにも確認しております。

以上です。

○田中議長 要望をお受けします。

関口議員。

○関口議員 村の基金として活用できるのであれば、これから毎年2万円ずつ引き上げられる、それを少しでも軽減のために使っていただきたいというのが私の思いです。それとあわせて、統一化になりましたら、市町村がやってます支援事業ありますよね。うちの村でいいますと、人間ドックなんかは3割負担で受けられる、こういう利点もありますけれども、こうした支援事業が後退されるのではないかという不安もありますので、こうした事業が後退しないように、くれぐれも府のほうには要望していただきたいことをお願いしまして終わります。ありがとうございました。

○田中議長 以上で本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで松本村長より御挨拶がございます。

松本村長。

○松本村長 6月6日に始まりました平成29年度第2回千早赤阪村議会定例会が終わりました。皆さんの御協力ということで、心から感謝しております。また、議員7人のうち4人が新しい議員さんとおなりになりました。これは、村にとっては大変な出来事と思っ

ておりますし、現状のままでは村はあかんなど。だから、改革いわゆるイノベーションを徹底的にやれということやと私は受けとめました。

私がちょうど学校を卒業以来、千早でいろいろと仕事をやってきたわけですが、周りの状況を見てますと、非常に物すごい勢いで世の中が変わってまいりました。特に、日本では絶対潰れることはないと言われた銀行が潰れるとか、何しろ世界的な規模で世の中が物すごい勢いで変わっております。

また、今大阪府では維新の皆さんは、大阪府下を全体を中核市としてコントロールするというふうな話がございますし、この間、自民党の府連の会議では、大阪府下で全て政令市とすると。特に、大和川以南は堺市を入れて3市になるというふうな話がございます。これから周りの状況が我々の考えの及ばないようなところへ行くのかなというふうな感じがいたします。

したがいまして、その中で果たして千早赤阪村がきっちり村として、これから30年、50年守っていけるのかなというのが非常に今私としては心配なところでございますが、できるだけ今まで我々の祖先が千早赤阪村を育てていただいたこの状況を、いわゆる村、我々のイノベーションによって徹底的に守っていききたいと、そういうふうに思いますので、ぜひ皆様方の御協力をお願いしたい。特に、初めから私お願いしておりますが、我々の行政、職員、我々とも、やっぱりどうしても考え方が行政的な考え方になります。世間のいわゆる民間の動きとなかなかマッチングしない面が非常にございます。そういう面から、ぜひ議員の皆様も、世の中がこうなるからというふうなアドバイスあるいは御提案をいただきながら、精いっぱい村の運営をやっていきたいと思いますので、ぜひとも皆さんの御協力をお願いいたしまして、今議会の終わりの御挨拶といたします。今回はどうもありがとうございました。またぜひとも、これからもよろしく村の行政に御協力願いますようにお願いいたします。

本日は御苦労さんでございました。

○田中議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、平成29年第2回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

大変遅くなりました。どうもご苦労さまでございました。

午後0時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長

田 中 博 治

議 員

関 口 ほづみ

議 員

井 上 浩 一